

平成18年第3回大仙市議会定例会会議録第2号

平成18年9月13日（水曜日）

議事日程第2号

平成18年9月13日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（30人）

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 金谷道男	9番 石塚 柏
10番 千葉 健	11番 渡邊秀俊	12番 佐藤芳雄
13番 高橋敏英	14番 竹原弘治	15番 橋村 誠
16番 武田 隆	17番 斉藤博幸	18番 菊池幸悦
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 児玉裕一	24番 高橋幸晴
25番 佐々木洋一	26番 大野忠夫	27番 佐々木昌志
28番 北村 稔	29番 鎌田 正	30番 藤田君雄

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	栗林次美	助 役	久米正雄
教 育 長	三浦憲一	代表監査委員	田牧貞夫
総務部長	老松博行	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	高橋源一	健康福祉部長	深谷久和
農林商工部長	金正行	建設部長	柴田勝三
病院事務長	高橋大樹	水道局長	田口良邦

教 育 次 長 相 馬 義 雄 教 育 次 長 佐 藤 康 裕
総 務 課 長 元 吉 峯 夫

議会事務局職員出席者

局 長 田 口 誠 一 副 参 事 高 橋 薫
副 主 幹 伊 藤 雅 裕 副 主 幹 加 藤 博 勝
主 任 菅 原 直 久

午前10時00分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

 これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第2をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、一般質問を行います。

 順次質問を許します。最初に4番佐藤隆盛君。はい、4番。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 おはようございます。

 市民、地域住民を代表し、2点を柱に、市長はじめ教育長に質問いたします。

 早いもので市議会選挙で議席を得てから1年になろうとしており、大仙市市会議員としての重責を日を追って感じているところでございます。合併当初とはいえ、市行政とそれを審議する議員としての判断、決断の対応の難しさ、そして市民と密接した議員活動のあり方など、選挙により選出された者として行動がいかに大切であるかということ
を再認識しているところでございます。この1年間、旧地域市民はもとより、またそれ
以外の市民の方々からの要望・要請・苦情などの生の声を聞き、私なりに整理をし可能
性を模索しながら、議員としてこれらに応える義務があると強く感じてまいりました。
どうかこのようなことから質問いたしますので、前向きで明解な答弁をよろしく願い
いたします。

 まず1点目の農地・水・環境保全向上対策について質問いたします。

 政府は経営所得安定対策大綱の一環として、我が国の農地、農業用水等の資源の適切な
保全管理が高齢化や混住化等により困難になってきていること、そしてゆとりや安ら

ぎといった国民の価値観への変化への対応が必要なこと、我が国農業政策全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援するという農地・水・環境保全向上対策を新たに導入を目指しており、そしてこの7月に日本農業新聞の基本農政確立特集号によりますと、政府与党により300億円の予算が決定されたとのことです。

また、平成19年度からの本格的な実施に向けて今年度18年、10億円の予算で全国600地区においてモデル的な支援事業を行うなど準備を進めてきており、そのモデル支援実験事業に我が大仙市協和地区内の「沢内地域資源保全隊」が取り組んでいるとのことでもあります。

なお、この制度は活動組織と市町村と協定締結をし、要件を満たす活動組織には水田10アール当たり国の助成金2,200円、県1,100円、そして市町村が1,100円、合計4,400円助成するとしており、さらに5カ年継続支援事業となっておるのであります。

そこで質問いたします。市は、この支援事業をどのように進めようとしているのか、基本的な考えと「沢内地域資源保全隊」実験事業の内容についてお知らせください。

また、今現在、大仙市全体で123グループ、水田面積約1万8,000haのうち1万4,010ha、75.6%の実施希望集計となっており、協和地区をはじめ西部地区では50%台、大曲地区をはじめ東部地区は84から98%台となっておるそうです。

そこで、1万4,010haに市助成分1,100円を掛けますと年間約1億5,400万円、5カ年で約7億5,000万円となり、市として申請あったすべてのグループに財政上可能なのか、また、国・県の予算枠ある中でのこの制度は、基本的に手上げ方式であり、予算枠の上回った額の場合、絞り込む何らかの規制を予定しておるのかお伺いいたします。

私は、こういう時代こそ非農家と地域共同活動し、保全活動をすることは誠によいチャンスと捉え、それこそ市が率先して取り組むべきと考えます。

しかしながら、この支援事業はただ活動組織グループだけの対応では規制が厳しく、また、事務処理などの難しさなどが私は感じられます。そして、市町村は活動組織への助言、指導や活動の実践状況確認等を行う。そしてまた双方が明確化し、確認するもの

とあります。私はそういう観点から、各支所に専任職員を置き対処すべきと考えますが、その点についても伺いたします。

それから私不安材料として、これらは農業政策の効率化を目指すあまりに、今まで零細な農家や中小農家を含めて地域が当然のこととして取り組んできた公道や小河川堤防などの草刈りや管理、水路のごみ揚げや見回りが失われることへの代償となる事業として位置づけられ、そしてこの先政府は、国の予算は徐々に減らし、地域負担を義務化しようとするものではないか。また、いろいろな規制強化の取り付けが出てくるのではないかと感じております。私は今まで、政府は農家・農民に対し、農業政策で3年と続けてきたことがないのではないかと感じております。このようなことを考慮に入れながらこの支援事業を進めるべきと考えますが、市長の所感を含めお答え願います。

2点目として防犯灯・街灯の設置についてであります。

この秋、当秋田県藤里町で起きた殺人事件は全国的に報道を通じて賑わし、ようやく昨今、容疑者を起訴に持ち込んだことは承知のとおりであります。

後ろに白神山地を控え、ひなびた土地で起きたこの事件は特異な事件として終わらないのみか、全県的に「子供見守り隊」の組織化、各防犯組織を挙げて子供たちの登下校の安全を目指し監視活動と呼び起こしております。

当大仙市警察署でも、当地域すなわち大仙市と置き換えてもいいでしょう。「当地域には全国どこでも起こり得る事件、事故の要素がたくさんある」と言っております。生徒児童の登下校に限らず、防犯の発生しにくい環境を整えていくのも行政の目指すべきものでなければなりません。

聞くとところによると、防犯灯設置には各自治会があたり、それを市が助成する形をとっていますが、あとわずかでその要望が満たされるのに後回し、先送りされる例もあると聞きますが、その地域の切実な要望が満たされず、また、取り残され後悔するようなことがあってはならないと考えます。そういう観点から、その実態と対応について伺いたします。

調査の大曲地域街灯設置調書によりますと、その中には街路灯・道路照明灯とも防犯灯兼ねるとありますが、平成17年までの設置数は街路灯、電柱使用40ワットでございますが3,600基、道路照明、ハイウエー灯500ワット、これが500基、合計4,100基となっております。そして平成18年度設置要望数は、街路灯で38基、道路照明3基、合計41基で、そしてこの18年の10月までの設置予定数は、街路灯

25基、道路照明3基、合計28基となっており、13基設置待ちとなっております。

そこで、大仙市全体で防犯灯となるものが何基あるのか、そして防犯灯と街路灯の違いについても説明お願いいたします。

また、大仙市全体で18年度設置要望数と設置待ちがいくらあるのか、その設置待ちの対応についてもどうするのかお伺いいたします。

参考までに、防犯灯、電柱ワット使用40ワットですが、3万円。電柱込みでも6万円と聞いております。そこでまた教育長にもお尋ねいたしますが、児童生徒を守るという教育観点から防犯灯の設置及び対応についてどのように考えているのかお伺いいたします。

以上で質問を終わりますが、私先にも申し述べたように防犯灯の取り残しで後悔が生じないように願います、質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 4番佐藤隆盛君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤隆盛議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、農地・水・環境保全向上対策についてであります。

はじめに支援事業の進め方につきましては、本事業は担い手不足や高齢化により荒廃農地が増大し、地域の農業者だけでは農地等の資源を維持管理することが困難な状況が出てきていることから、農業者を含めた多様な主体の取り組みにより地域全体で資源の保全を実施するものであります。

地域ぐるみでの共同活動は、地域を活性化する上で有効な手段であることから、過疎問題を抱える本市としても重要な事業として推進していく考えであります。

次に実験事業につきましては、平成19年度からの本格的実施に向けて全国で600地区、秋田県では当沢内地区を含め16地区が指定されモデル支援実験事業に取り組んでおります。沢内地域資源保全隊については、農用地面積28.4haを活動範囲として基礎部分の共同活動として用水路1万4,720m、農道5,400mの点検・維持管理、農村環境向上活動の誘導部分の取り組みについては景観形成・生活環境保全のテーマを選択し、転作田でのひまわりの植栽、農道部分に散策者が楽しめる花きの植栽、また、景観阻害要因となる雑木の伐採などを実施し、景観の向上と管理に努めております。

当組織は農業者を中心に自治会、婦人会、老人クラブの非農業者団体、水利組合、土地改良区やJAで構成されております。各団体は活動計画で定めたそれぞれの役割分担

に基づき活動しながら、組織一体となり運営されたことにより地域全体の資源保全に効果があったものと伺っております。

次に、財政上の問題につきましては、全国的に地方財政の厳しい中、本市においても例外ではなく、本対策の地財措置等の財政支援を東北市長会の決議事項として既に国に要望しておりますが、市といたしましては県の推進方針を踏まえて実施してまいりたいと考えております。

なお、本対策と両輪をなす品目横断的経営安定対策では、集落営農等の設立を重点施策として位置づけていることから、集落営農や法人組織に鋭意取り組まれている地域を支援の最優先として考えております。

次に、各支所の専任職員の配置につきましては、本対策の実施に伴い担当職員の事務量の増加が予想されます。現行で示されている確認方法等については、要綱・要領の制定を待って職員の配置を考えてまいります。

農地・水・環境保全向上対策は、実施期間5カ年として既に省議決定されております。当市としても5カ年継続を念頭に入れ、市の基幹産業である農業の持続的発展のため本対策を積極的に推進してまいります。

質問の第2点、防犯灯、街灯の設置に関する質問のうち、1点目の防犯灯の設置数及び2点目の設置要望数につきましては建設部長から、3点目の教育的観点からの質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

私からの答弁は以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 教育的観点からの防犯灯の設置等についてでございますが、7月に全県で最初に花館小学校周辺を会場といたしまして開催した「地域安全マップ実践普及講習会」におきまして、子供たちは防犯灯や街路灯のないところは危険箇所として認識し、地図上にチェックしているところであります。教育委員会といたしましては、学校や保護者の協力のもと、このような「安全マップづくり」や「防犯教室」を通して子供たち自身にも自ら危険予知・危険回避の能力を身につけさせたいというふうに考えているところであります。

本市では現在、議員の皆様をはじめ多くの市民の皆様や見守り隊のご協力によりまして子供たちの安全・安心が確保されており、深く感謝しているところでございます。また、防犯灯や街路灯の設置・整備等により危険箇所が減少していくことは、子供たちの

安全確保にとって大変望ましいことであるというふうに考えているところでございます。
以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。柴田建設部長。

○建設部長（柴田勝三君） 質問の第2点は、防犯灯、街灯の設置についてであります。

はじめに8月末現在、大仙市全体で防犯灯の役割をしている街灯の設置数が9,250基、道路照明灯の設置数が753基、合計10,003基となっております。

次に、防犯灯と街路灯の違いについてであります。防犯灯は夜間における犯罪の防止と住民の通行の安全を図るため、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に設置する照明灯であり、街路灯は夜間における交通事故を防止するため、交通量の多い道路や交差点、曲がり角など交通事故発生の恐れがある場所に設置する照明灯であり、一般的には防犯灯は街路灯の一種と考えられております。市といたしましては、街路灯と防犯灯は兼用となっていることから区別しないで一括して街路灯として取り扱い管理している状況であります。なお、街路灯には電柱に添架しているものと専用ポールに取り付けているものがあります。

また、街路灯のほかに主要道路の車線を中心に照らして事故防止を図っている専用ポール付きの道路照明灯も防犯灯の役割をしております。

次に、本年度設置要望数につきましては大仙市全体で街路灯94基、道路照明灯4基、合計98基となっております。要望箇所につきましては現地調査をいたしまして、周辺の事情や緊急性を考慮して優先度の高い順に8月までに街路灯19基を設置したところであります。今後、街路灯39基、道路照明灯4基、合計43基を設置する予定であります。本年度設置することのできない街路灯36基につきましては、平成19年度の予算で早期に設置して市民の要望に応えるように努めてまいりたいと存じます。

なお、市といたしましては、本年度の要望箇所が完了いたしますと交通安全及び防犯の両面で市民の安全を図ることができるものと考えておりますが、地域でなければ気づかない細かい点につきましては、市民の皆様のご意見やご要望をお聞きしながら再調査をして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 4番、再質問ありませんか。

○4番（佐藤隆盛君） ありません。

○議長（橋本五郎君） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

次に、26番大野忠夫君。はい、26番。

○26番（大野忠夫君）【登壇】 26番大野忠夫です。質問の前に9月10日開催されました防災訓練、大変ご苦労様でありました。関係各位に敬意を表したいと思います。

それでは私の質問に入りたいと思います。

最初に大仙市総合計画の実施計画についてであります。

16年7月28日、旧市町村議会の議決を経て合併協定書が承認され、17年3月22日、大仙市が誕生をしてはや1年半を経過しようとしています。協定項目ナンバー56、10年間の新市建設計画に基づきまちづくりがスタートしたわけではありますが、計画作成時から3年を経過し、市民意識の変化、行政事情の多様化、財政事情の悪化などにより見直しが必要だと、このように申しておりますし、13年3月に総合計画が策定され、6月に示された前期5カ年の実施計画に計上した事業は緊急性、事業効果等の判断のもと厳選をし、ハード対象個別事業は単年度1,000万円、複数年度3,000万円以上で295事業を計画書に掲載したと、このようにあります。

しかし、合併協議会で検討された611ハード事業は、住民に期待感を与えると同時に建設計画の基本になったことは事実だと思います。したがって次の3点について伺います。

1点目であります。新市建設計画から総合計画に見直したことにより、合併協議会資料の主要事業リストから削除また繰り延べされた事業があるとすればリストを作成し、地域住民に対して説明責任があるべきではないかと思うが、伺いたいと思います。

2つ目であります。大曲・神岡・中仙・協和の各地域で実施されているまちづくり交付金事業の進捗状況について伺いたいと思います。また、一部事業内容の見直し、事業計画年限の延長等の変更が事業採択要件をクリアできるのか伺いたいと思います。

3点目であります。各総合支所の空き部屋について有効活用が必要と考えるが、現状と活用計画について伺いたいと思います。

次に、大仙市防災対策の進捗状況についてであります。

この防災対策については5日に開催されました本会議の中で市政報告の中で若干触れられておりましたけれども、通告後の報告でありましたので私はこの問題についても質問していきたいというふうに思います。

「備えあれば憂いなし」「災害は忘れた頃にやってくる」とよく耳にする言葉であります。ひとたび災害が発生すると人命・財産等を脅かし、後々まで心に傷を残すこと

は、これまで被災された地域の人々の生活が物語っているというふうに思います。私自身も昭和39年6月16日13時2分、ドドドッときたわけでありませけれども、地震に遭遇いたしました。また、大火にも遭遇したことがあります。どう避難すればよいのかわからないのが実態でありました。飲料水がない、食料がない、交通機関が動かない、道路は水浸しで見えない等々大変な思いをした経験があります。

8月26日、大曲花火大会を鑑賞することができましたが、大曲地域の人口が5万人弱、花火当日は75万の賑わいと報道されたわけでありませ。花火は夜の行事であり、ひとたび災害が発生したら多くの死傷者が出る大パニックに拡大するだろうと考えたらぞっとするような気持ちでした。生活環境の安全、安全確保は消防・警察だけでなく住民自ら参加の自主防災組織の確立が必要であり、強い行政の指導が望まれるところでありませ。

次の4点について伺います。

災害対策基本法が1961年に制定され、23回の改正を経て45年経過しているわけでありませが、災害と防災対策についてどのような考えで取り組んでいるのか伺いたいと思ひませ。

2点目でありませ。災害対策基本法第5条に定められている市町村の責務に、組織の整備や自発的な防災組織の充実を図るなど、首長の努力事項が定められているが、どのように受け止めているのか伺いたいと思ひませ。

3点目でありませ。市町村地域防災計画について、今後の計画とスケジュールについて伺いたいと思ひませ。また、地域住民の協力による自主防災組織の充実については自治会活動の関わりが不可欠と考えるが、補助金の目安等、自治会活動の現状は厳しいものがあるため一層のサポート体制が必要と思ひませが、伺いたいと思ひませ。

4点目でありませ。日頃から防災に対する知識を持ってもらうためハザードマップの作成は大変重要と考えるが、大仙市として作成の計画があるのか伺いたいと思ひませ。

次に、自殺対策について質問いたします。

いろんな資料によりますと、警察庁の統計で年間の自殺者が8年連続で3万人を超え、日本は先進国の中で飛び抜けて多いといわれております。厚生労働省人口動態統計によると自殺率が高いのは北東北3県であり、秋田県は11年連続1位で10万人当たり39.1人でありませ。交通事故死者数の4倍以上で、特に40代から50代の働き盛りの男性の自殺が多く社会問題化しているところでありませ。また、未遂者は既遂者の

10倍は存在すると推定されているわけでありまして。さらに自殺未遂や既遂が1件生じると最低5年は深刻な心理的な打撃を受け、年間百数十万人もの人々を巻き込む深刻な問題であり、国レベルの自殺予防対策が求められてきましたが、6月15日、国と地方自治体、企業に自殺対策を推進する責務などを求めた自殺対策基本法が成立いたしました。市町村は自殺者の一番近場にいるので、市町村自治体の役割は非常に大きいものがあると思います。

そこで3点について伺います。

大仙市を含む秋田県の自殺率が11年連続全国1位の現実をどのように認識しているのか伺いたいと思います。

2つ目であります。自殺対策基本法第4条に地方公共団体の責務が定められていますが、どのように受け止めているのか伺いたいと思います。

3点目であります。自殺の原因として経済生活、雇用、健康等が上位を占めていますが、大仙市の現状について伺いたいと思います。また、自殺予防対策としてどのような取り組みを考えているのか伺いたいと思います。

以上、登壇での質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 大野忠夫議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大仙市総合計画の実施計画についてであります。

はじめに合併協議会資料の主要事業リストであります。新市建設計画、いわゆる「大仙市まちづくり計画」の事業リストは、旧市町村の事業計画を持ち寄り作成されたものであり、策定時とは国の三位一体改革による地方交付税の縮減等、市の財政状況も大きく変化しております。

このようなことから、昨年度末、大仙市としての総合計画を策定し、6月には前期5カ年の実施計画を示させていただいたところであります。

総合計画の実施計画は、新市建設計画の実施計画に搭載された事業について、担当部局や総合支所と協議を重ね、財政計画との整合性を図りながら事業内容の見直しや実施時期の変更、事業費の圧縮等などにより実効性のある計画として作成したものであります。

新市建設計画の主要事業リストから削減された事業はとのお尋ねですが、総合計画の実施計画は、新市建設計画の主要事業をできるだけ取り入れながらも、新たな行政需要

への対応等、地域課題を捉えながら、大仙市としての前期5カ年の実施計画を示したものであり、事業年度の繰り延べ等により実施計画に掲載されていない事業もありますが、今後の見直しの中で事業の必要性や優先順位等を考慮しながら調整してまいりたいと存じます。

総合計画の実施計画につきましては、それぞれの地域の主要事業等について地域協議会で説明するなど、市民のご理解をいただけるよう努めているところでありますが、今後できるだけ市民の皆様に関わりやすく説明してまいりたいと存じます。

なお、市政報告でも申し上げましたが、平成17年度決算から実質公債費比率という新しい指標が創設され、6月に示した実施計画の普通建設事業をすべて実施すれば、平成21年度には実質公債費比率が21%前後となるシミュレーションがなされており、実施計画について再度見直しが必要となっており、できるだけ早い時期に見直しを図り議会にお示ししたいと考えております。

質問の2点目、まちづくり交付金事業の進捗状況に関する質問につきましては建設部長から、3点目の各総合支所の空き室の実態と活用計画に関する質問につきましては企画部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、大仙市防災対策についてであります。

はじめに災害対策基本法についての認識につきましては、毎年、全国各地において発生している地震や台風、集中豪雨による甚大な被害について改めて自然の猛威を感じているところであります。特に平成7年の阪神淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震における被害は予想を超えたものであり、その教訓を災害への対策などに生かし、人命の確保や被害の軽減のために防災計画の改正や修正が毎年必要なものと認識しており、今後とも防災危機管理の充実強化に努めてまいりたいと思っております。

次に、市町村は基礎的地方公共団体として住民の生命・財産を災害から保護するために防災計画を作成、実施する責務があります。市町村長は、その責務遂行のため公設消防機関や消防団の整備、自主防災組織の育成充実並びに地元事業所の防災組織との連携体制の構築を図り、実践的な訓練を重ね、防災に強いまちづくりに努めなければならないものと受け止めております。

なお、去る9月10日、大仙市総合防災訓練を仙北地域を会場として、大型台風の通過時に震度6強の地震が発生したという想定で開催し、地域住民や児童生徒、関係機関など22団体約1,000人が参加しまして、防災へりによる救出や特別養護老人ホー

ム真森苑の入所者の避難など、緊張感に満ちた各種訓練を実施しております。

質問の3点目、自主防災組織を含め、今後の大仙市防災計画とそのスケジュール、4点目のハザードマップの作成に関する質問につきましては市民生活部長から答弁させていただきます。

質問の第3点、自殺予防対策についてであります。

はじめに、秋田県の人口10万人に対する自殺による死亡者数のいわゆる死亡者の比率、いわゆる自殺率につきましては、残念ながらご指摘のとおりでありまして、中でも平成15年はこれまで最悪の519人の方が亡くなっており、自殺率は44.6ポイントで、これは最も低い徳島県の2倍強になっております。

平成17年につきましては、自殺率が39.1ポイントと前年度より5.5ポイント減少したものの、全国的には依然としてワースト1となっており、こうした状況は極めて残念であり憂うべきものと認識しております。

市としての責務につきましては、本年6月公布の自殺対策基本法第4条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について国と協力しつつ当該地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としておりますので、この趣旨に添った取り組みをしなければならないと考えております。

市の現状につきましては、平成17年の自殺による死亡者数が37人で、これを人口10万人対比の率にしますと39.6ポイントとなり、県の自殺率より0.5ポイント高くなっております。

死亡者数は平成15年が46人、16年が35人と減少傾向にありましたが、17年は前年に対し2人増となっております。

年代別では、40代のいわゆる働き盛りが10人と最も多く、また、性別では男性が26人、女性が11人となっております。

自殺の動機は、全国的な傾向であります。病苦、経済生活苦、精神障害が主なものであります。

予防対策につきましては、昨年度策定の健康大仙21計画に「こころの健康づくり」として、この対策を盛り込み、これに基づき健康カレンダーへの掲載、講演会や研修会の開催による啓蒙活動、精神障害者相談員による相談支援のほか、多重債務や雇用など経済生活苦に係る相談等で予防策を講じております。また、市も参加している仙北地域自殺予防ネットワーク推進会議主催による「大曲仙北地域の自殺予防を考えるフォーラ

ム」が来たる19日、本市において開催されることになっております。今後は、これらの事業を核としながらソーシャルネットワークづくりなどさらなる充実を目指すとともに、県や医師会との連携を強化し、自殺予防に努めてまいらなければならないと考えております。

私の答弁は以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） それでは質問の第1点のうち、総合支所の空き室実態と活用計画についてお答え申し上げます。

各総合支所の空き室につきましては、その活用方法について地域協議会や総合支所内で検討し、町長室を応接室に、議員控え室や委員会室を地域協議会のお部屋や会議室、資料室、あるいは文書保管室、相談室、図書室など何らかの形で利用活用されてございます。

なお、議場につきましては、会議室やビデオシアターとして利用している地域もございいますが、内部改修工事に相当の経費を要することなどからそのままの状態になっている地域もございします。引き続き有効活用について模索してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） 次に、自主防災組織を含め、今後の計画とスケジュールについてであります。現在、自主防災組織は大仙市内で98団体が組織されております。総所帯数に対する組織された所帯数の割合は22.6%で、秋田県平均の58.5%を下回っているのが現状であり、このため防災リーダーを養成する安全・安心アカデミーを昨年の中仙地域に引き続き本年は大曲地域で開催しております。23の町内から代表者34名が受講し、12月までの7回の講座を終了後に各町内に自主防災組織の結成を広く働きかけてまいりたいと考えております。

サポート体制につきましては、大仙市自治会支援事業補助金交付要綱の中で地域生活の安全事業として引き続き補助してまいりたいと思っております。

また、今般、大仙市地域防災計画の素案ができあがり、現在、県総合防災課と事前協議中であります。さらに全庁各部局において内容の検討と精査を実施しているところでもあります。今後、防災対策につきましては大仙市防災会議に諮り、本年度中をめどに計画を策定し、議会に報告したいと思っております。なお、本計画の作成にあたっては、

地域特性を生かしながら作成したものであり、合併後の秋田県内の13市9町3村において3番目に早い計画となるものであります。

次に、ハザードマップにつきましては、昨年、国土交通省で国の管轄する河川の雄物川と玉川の洪水ハザードマップが完成しております。現在、秋田県では丸子川などをはじめ県の管理する河川について調査が始まり、来年には県の洪水ハザードマップが完成する予定であります。これらの資料データを提供していただき、大仙市では双方を網羅した洪水ハザードマップを作成予定であり、平成20年度内に作成し、市内全戸に配布したいと考えております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。柴田建設部長。

○建設部長（柴田勝三君） まちづくり交付金事業それぞれの進捗状況につきましては、神岡地域の神岡地区は、事業期間が平成16年度から平成20年度の5カ年間、現在国から承認を受けた総事業費は24億4,500万円ですが、本年8月末の進捗率は事業費ベースで45.8%となっております。同様に中仙地域の旧街道周辺地区は、平成16年度から平成20年度15億2,700万円、進捗率は24.7%、協和地域の羽後境駅周辺地区は平成17年度から平成21年度21億300万円、進捗率は39.3%、大曲地域の曲大駅周辺地区は平成18年度から平成22年度39億3,700万円、進捗率は9%となっております。

また、一部事業内容等の見直しにつきましては合併以来の財政の硬直化を考慮し、各地区とも昨年度から事業計画の見直しを進め、本年度も事業縮小の方向で執行しております。

今後、事業計画の変更につきましては国との協議を整えたいと考えておりますが、まちづくり交付金事業の制度上の問題もあり、どの程度までの事業内容の圧縮が可能となるか現段階でははっきりしておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 26番、再質問ありませんか。はい、26番。

○26番（大野忠夫君） 私の質問に対していろいろご答弁をいただきましたが、再質問したいと思います。

1つは、今答弁ありましたまちづくり交付金事業の関係であります。私この神岡地域の出身でありますので、神岡地域の分について質問していきたいなというふうに思いま

す。

この神岡地域のまちづくり事業は16年度合併前からの事業であります。したがって、大仙市に継続して引き継いだということになっておるわけでありますが、この計画については旧神岡議会で相当時間をかけて議論した中身でありまして、内容についても精査に精査を重ねて作りあげてきたものであったというふうに思っております。いろいろ合併にあたっての話、議論の中にも均衡のとれたまちの発展ということがよく言われてきたわけでありまして、神岡のまちづくり交付金事業、1つは5年以内に行えるかという話を出しておりますけれども、当初の計画から1年遅れた部分もございまして、この計画書を見ますと21年度というふうになっています。そういった観点から、この計画は延びても大丈夫かということでもあります。

それから当初この交付金事業の採択をいただくためにいろいろ議論してまとめあげた工事の内容について、いろいろ縮小されたものが今出されてきているというように伺っております。そういったものも含めて、こんなに縮小しても採択要件にかなうのかどうか。これができなければ、この後の事業はどう進展していくのか、その部分についてまず最初伺っておきたいというふうに思います。

次に、空き部屋の関係でありますけれども、いろんなことを考えながら活用している部分もあるというふうに伺ったわけでありまして、民間企業であればこんな空き部屋を多く抱えて税金を払って大変なことになるわけでありまして。いつも議会のあいさつの中で財政が苦しいということを言われるわけでありまして、そういった本当に苦しいというものはここでは見えないからそうなのか、そういう部分をしっかりと考えて活用策を考えているのか。今年の4月、機構改革に基づいて建設部が銀行の跡に移転したわけでありまして、あの関係については特別なまた予算を使っているわけでありまして。確かに利便性なども考慮すればそうなるのかなとも思いますが、こんなに空き部屋が多くあるのもっと活用策を考えていいのではないかということですので、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

それから自主防災関係でありますけれども、この自主防災の中でもですね、特にハザードマップの部分、これは確かに水害、それから雪崩、そういった、あるいは地震といった流動の部分だと思いますけれども、小さな問題でありますけれども、昨日、今、今年は熊がたくさん出没するわけでありまして、この近場の中仙でも出没したわけでありまして。いろいろと熊の様子を早く発見した人、あるいは遭遇した人もあろうかと思

ますが、やはり発見した時にどのような手立てで皆さんに周知するのかということが慣れていない、これが当たり前だわけであります。そういった訓練なども含めて考えますと、いろんな分野においてこのようなハザードマップ的なものを作っているのではないかと思います、これを伺っておきたいと思えます。

それから自主防災組織の関係でありますけれども、この自主防災組織は9の市町村でもそれぞれの地域で検討されてできた部分、それからまだこれからという部分もあったわけでありまして、合併して大仙市になってそれぞれまたこの組み直しなどもあろうかと思えます。しかし、この自主防災組織をつくるということは非常に難しいものであるというふうに考えます。ただ単に組織図ができればできたということではない。これが実際に活動、実践できるものでなければならぬというふうに思うわけです。そうした時に新しい自主防災組織というものをつくることは大変困難なわけでありまして、どうしてもこれまでであった活動、母体があった自治会組織に頼るということが大きなウエイトになるわけでありまして。自治会組織そのものが従来までやってきたことの中にはっきりと自主防災とはいわずともそれらしいことも含めて自治会活動であったわけでありまして。しかし、合併して財政の関係から自治会活動費が削られる一方でありまして。自治会組織も自主財源である程度の部分は補うのは当然でありますけれども、今、各自治会で会費100円上げるについても非常な議論と労苦が必要なわけでありまして、これは自治会活動費の削減に伴って、すべての自治会ではないにしても弱小自治会は5千円、6千円と会費を値上げしなければ今までのような活動はできないということです。そうした中で自主防災組織をあれもこれもということを相談されても、これはなかなか進展しないだろうというふうに思えます。そういうことを含めて一生懸命やっているこの自治会活動にもう少し温かい手を差し伸べてほしいなというふうに思えますので、ご答弁をお願いいたします。

それから自殺予防の関係であります。このことは非常に大変な課題だと思います。新聞には毎年のように統計の時、それから普段においても活動している地域の話などが載せられるわけでありましてけれども、この自殺予防対策にしてもやはり自治会の、あるいは地域の方々のいろんなご協力をもらわなければ、これは進んでいかないというふうに思えます。先程市長も触れられておりましたが、医師会の方とも協力してという話がありました。何日前でありましたか、魁新聞に載っておりました。秋田県の医師会の会長さんが自殺予防対策について語ったものが記事として出ておったわけでございます。

幸いにして県の医師会の会長さん、小山田先生であったわけですが、たぶん大仙市内の方だと思います。こんなに近場にすばらしい方がおりますので、先程いろんな対策を講じているようではありますが、ぜひとも全面に出てこういう活動ができ得る組織を行政が指導してつくって、そして活動を進めていただきたい、こう思いますので、その辺についても伺っておきたいというふうに思います。

この自殺の中身について、自殺対策支援センターというのが前にあったそうでありま
すけれども、ここが中心になって活動して今の自殺予防対策が法制化されたと聞いてお
ります。この中で決められることは、自殺は防ぐことのできる社会問題である、このよ
うに言うておるわけです。これはWHO、世界保健機構の中でも理解されてこの活動を
そのような観点から進めているというふうに聞かせておられます。自殺する人の数、新
聞に時々出るわけですがけれども、私たち見てもどのぐらいの数なのか、統計的にいえ
ば何百人、何十人とありますけれども、大仙市で見ますと率から見ても10万足らずで
すけれども10万人おりますから39.1%、39人、40人ぐらいのものがある。その
中でも特に秋田県の県北県南はいろんな経済情勢の部分、雇用関係から含めて自殺者
が非常にこれに増してプラスになるのではないかと、こう予測されるわけでありま
す。これにからんで自殺未遂も含めると結構な数になります。そういったことを考
えてみますと、非常に取り組みが遅かったのではないかなというふうに考えます。

交通事故、非常に多い時代がありまして、この交通事故の対策としてできたのが交通
対策基本法ですか、そういう法律ができて取り組みされて30年になったそうであり
ますけれども、今は当時の最悪の事態からみますと60%減のところまで改善されて
きたということでありま
す。その予算であります、莫大な予算を使って、つけられてお
るわけでありま
すが、これは毎年の地方議会の中で歳入の分野で出されてお
るわけであり
ますけれども、そういった関係を見ますと、この自殺予防対策の部分については
1700分の1だそうでありま
す。そういった中での対策をしっかりとやるということは
大変なことだ。せめて法律ができたから、この後いろんな手立てもあるだろうと思
いますが、市としてできるだけこの対策が全面に出るような予算なども講じてほ
しいなとい
うふうに思いますが、その辺についても伺っておきたいというふうに思
います。

以上についてご答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。
- 市長（栗林次美君） 大野議員の再質問に答弁します。

自殺予防対策につきましては、我々地域でも残念ながら非常に自殺者が多いという地域になっておりまして、この問題は前々から大きな課題として取り組まなきゃならないというふうに考えておりました。ただ、なかなかどういう対策を講じたらいいかというのはどの地域でもなかなか暗中模索もありまして、数年前に県が対策の基本的な考えを出しながら、それに合わせて市町村と一緒に取り組んでいる、こういうことだと思います。そうした状況を受けて国でもようやく自殺対策基本法ができました、ただどうも中身を見てみますと基本法だけでそれを具体化するための様々な予算措置、これは極めて乏しいような気がいたします。そうはいってられませんので、我々、対策基本法が国としてつくった以上、我々の地域でどういうことができるのか、県内でも確か旧由利町など先進地的な対応をして自殺率を減らしたという事例もありますので、そういう事例を参考にしながら社会的なネットワークを構築しながら、この対応を進めていかなきゃならないと、こういうふうに思っております。

それからまちづくり交付金事業の関係、それから総合支所の空き室の関係、それからハザードマップ的なもの、危機対応に対応するようなものというお考えのようですが、そうした観点、それから自主防災組織と自治会の関係、これらについてはもう一度それぞれの担当部長から答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） 空き室の問題でございますが、特に総合支所の部分で空き室がたくさんあるのは議会関係、それから前の旧町村長がおった部屋であるわけでございます。たぶん質問の中では会議室だけでなくという、そういう意味あいだと思います。現在、資料室、図書室などにも使われておりますが、さらに大きい部屋などについては、現在、総合支所以外に出ておる分室、本庁の分室などもあります。そういうところで今後その広い部屋を使いたいというような意向もあります。それから、これまで財産につきましてはそれぞれ各種団体の方にも貸し出しできるような形になってきているようでございます。そういう面で考えれば、それぞれのレイアウトなどを考えながら貸し出しできる部分につきましてはそうした民間団体も含めました団体の方にも貸し出しできるようにすれば、また一つの方法かと思っております。いずれにせよ、全体的な施設の配置を考えながら、より効果的に活用できるようにいたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） 自主防災組織の関係であります。おっしゃるように非常にそれぞれの地域で市民の方々が忙しい中であって自主的に活動なさるといことは大変なことでありますが、いずれ市としましてはこういういわゆる正に名前のとおり自主防災組織というような、自らの地域は自らが守るという気持ちでやっていただきたいという考えのもとに、先程も説明しましたように安全・安心アカデミーとか、これは県の制度でございますが、こういう講座といいますか研修機会を設けまして、そして組織のあり方とかいろんな形で勉強して、そして地域でそれを実践していただくというようなことで進めております。それぞれやはり何でも今活動なさる場合には確かに費用はかかりますが、こういう財政事情の状況の中でやっぱり自ら守るとい、地域を守るとい自主的な活動を期待してのことでございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

それからハザードマップの関係でございますが、私が先程説明しましたのは洪水ハザードマップの関係について説明したようなことになっておりますが、いずれお話ありましたように熊とかいろんな状況のことが想定されます。そういう関係につきましても幅広く検討を重ねまして、そして市民の皆さんが安全・安心して生活できるような体制づくりをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。柴田建設部長。

○建設部長（柴田勝三君） それでは、神岡地域のまちづくり交付金事業について再度お答えいたします。

事業の内容としましては、道路5路線、公園3カ所、地域生活基盤施設としまして駅前広場、北口交通広場、そして提案事業としまして幼稚園・保育園一体施設整備事業、高齢者生活支援ハウス事業、また現在進めております宅地開発事業等が現在なされております。そしてこれの事業は、先程申し上げましたけれども総事業費が24億4,500万円として現在国から承認を受けた額でございます。この事業は地域の歴史、文化、自然環境等の特性を生かしながら個性のあふれるまちづくりを目指したものでございます。お金の方でございますけれども、この事業費のうち交付金の助成額はおおむね4割程となっております。先程述べました事業につきましましては、これから再度工夫しながら鋭意進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 柴田建設部長、先程の大野君の質問の要旨からちょっと答弁がか

け離れているようであります。予算事業というのは縮小されてきているけれども、採択要件を満たしておるのかというような質問でございますので、もう一度ご答弁お願いします。

○建設部長（柴田勝三君） ただいまのまちづくり交付金事業の採択要件としましては、先程述べましたとおりでございますけれども、住民等の活動を含め総合的取り組みで達成するまちづくりの目標として、その達成状況を評価する指標を目標として事業を進めることでございます。それで、平成16年度に旧神岡町で提案された事業でございますので、施工期間は先程議員の方からありましたけれども平成21年度でなく平成20年度まで基幹事業と提案事業をそれぞれ進めてまいるものでございますので、現在のところは採択要件には、先程述べました施設事業にあたりましては採択要件に合致してると思います。

そして答弁の方でも申し上げましたけれども、今後の事業経過の変更につきましては、再度国との協議を整えなければこの事業の圧縮が可能かどうかというのは今後の課題となっておりますので、現段階ではこういうご答弁しかできませんので、どうかご理解賜りたいと存じます。

○議長（橋本五郎君） 26番、再々質問。はい、26番。

○26番（大野忠夫君） 再々質問になってしまいました。今、部長答弁された方から質問しますけれども、この大仙市実施計画、出されたこの資料の中でありますけれども、神岡地域のまちづくり事業は16年度から20年度までの5カ年事業というふうに私は理解をしておりますが、この資料によりますと21年度までかかるという計画になっております。これはミスなのか。その辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから採択要件の話でありますけれども、採択を、交付金事業として採択をいたしたくためにいろんな要件があるわけでありまして、その要件を満たすためにも議論してきたわけでありまして、その1つとして、駅前の交流センター、この部分もあったわけでありまして、この交流センターは今話にいろいろ聞いてみますと、だいぶ内容が落とされまして、トイレとちょっとした何平米かわかりませんが、それくらいのものでなくなってしまった。従来はこのセンターといいますか、当時はJRの仕事する分野との合築という話であったわけですが、今の交流センターと同じ考えだわけでありまして、そうしますと、この駅舎との関わりのセンターは常に駅を活用する人たちも非常に夢を持ちながら期待をしてきたわけでありまして、特に産業のないこの地域で、秋田、あるいは

横手、大曲もそうですが、そういった地域に勤めて、勤務をして、そして毎日そこを経過しながら皆さん働きに出かけて、このことはまたそれぞれ町にも何かの形で税金なり納まってくるわけでありまして。そうしていろいろ考えてみますと、JRの使う駅舎、それはJRの仕事上ですからそれはJRでもつものでありますけれども、交流センターは活用、そこを活用する分野の人たちが一番と関わりのある部分であります。このことはちょっとしっかりと申したらいいのかわかりませんが、いろいろと議論の中で調べたところが、JRからの固定資産税、かなりの額が行政に納められておる。旧の神岡地域で申しますと、1,800万、年間納まっているというふうに私が調べたところではそうでありました。10年間納めると1億8,000万円になります。この駅を、交流センターを活用して外で難儀をして働く人々、それから今車社会といえども、自分の実家に冠婚葬祭で帰ってくる時、家族で来るわけでありまして、これは実際に私も何回か質問されて、また話をしてきたものであります。家族で来て冠婚葬祭に来ますと、帰りはどうしてもお酒が入ります。車社会といえども車では困難なわけで、その方々が利用するに、利用してみて全く無人駅になろうとしている部分もありますけれども、何か寂しいな、ここに来てちょっと待ち時間でも休める場所がない、テーブルでもあってコーヒーの一杯も飲めればなというのが感想でありました。また、交通弱者といわれる車の運転のできない方々もいろんな方面に出かける時、ここを使うわけでありまして。また、将来を担う高校生がここを活用して学校に通学するわけでありまして。そんなことを考えると、この人たちのためにももう少し喜んでもらえるような、そんな交流センターであってほしいなというふうに思うわけでありまして。今回の請願書の中にもイオンの部分が出ておったわけですが、このことについても大型店が入ることによって従来の地域が縮小されてさびしくなるという話であります。そういったことも考えていきますと、やはり先々のことを考えながらもこういった交流センター的なものは住民の声にしっかりと耳を傾けたものにしてほしいというふうに思います。

今般のこの大仙市基本計画の中にも駅に関わるものがたくさん載っておるわけでありまして、駅舎の整備、維持管理、これは協力なのか一地域として必要なものだろうというふうに思いますが、大曲駅にやっと下りのエスカレーターの話が出ておりました。当初そこまで考えるならば、その時点で作っておくならば、あえてまた予算を多く使ってエスカレーターをつくる必要がなかったのか。このエスカレーターを後付けするということは工事費がだいぶかさむわけですが、そんなことも考えると、やはりしっ

かりと住民の要求に耳を傾けて将来も喜んでいただける、そういうものをひとつよろしくご検討願っておきたいというふうに思います。

時間ですので終わります。

○議長（橋本五郎君） 質問及び答弁が規定の時間を超えておりますので、これにて26番の質問を終わります。

お諮りいたします。申し合わせにより午前中の質問者は2名としておりますが、引き続き一般質問を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 一般質問続行いたします。

17番齊藤博幸君。はい、17番。

○17番（齊藤博幸君）【登壇】 本来であれば午後の番でございましたけれども、議長がやれということでもまず午前中にやらせていただきます。

まず冒頭に、8月26日に開催された第80回全国花火競技大会が75万人の観客を魅了し、すばらしい大会であったことに対し、主催者をはじめ職員、関係者の皆さんに敬意とねぎらいを申し上げます。特に技術専門学校前の地元特産販売コーナーにたくさんの観光客が訪れ賑わっていることに合併のスケールメリットが表れていることと感じ、今後いろいろなイベントでもこういう姿にもっていければ大仙市のまとまりも早まっていくのではないかと思った次第でございます。大変ご苦労様でした。

それでは質問に入らせていただきます。今回は2つの事項について当局の考え方を伺うとともに、一般市民の思い、地域の思いをこの場で伝え、行政と市民の信頼関係がなお一層構築できるよう念願するものであります。よろしくご答弁願います。

まず1つ目は、今冬の豪雪による民有林の被害についてでございます。

日本の国土の7割以上を占める森林、森林は貴重な木材資源を生み出すとともに、私たちの生命を支える大切な役割を担っています。その1つは、いうまでもなく大気中の二酸化炭素の重要な吸収源であるということです。一方、緑のダムとして雨天の際、森林の土壌が雨水を吸収し、ゆっくり川に送り出すことで洪水や土砂の流出を緩和するといった国土の保全機能も果たしています。世界自然遺産に登録された白神山地や知床の森林のように、自然のバランスによって国土の保全や生物の生息に必要な機能が良好に維持されている天然林がある一方、植林によって造成された杉やヒノキなどの人工林は人の手を加えなければ荒れてしまい、森林の機能を維持させることはできません。間伐

などの手入れが行き届いていない人工林は草木や低木類が育たず根の張りが弱くなり、そのために降雨で土壌が流出しやすくなり、それが洪水を引き起こしたり土砂災害をもたらすこととなります。近年、頻発する台風や大雨により各地で土砂災害が発生しており、森林の機能を維持するための管理が必要となっています。このように森林に対する適切な整備と維持管理は社会的にも大きな関心事になっています。こうした状況のもと、外国産の安価な木材輸入が進み、国内で使用されている木材の8割が外国産となっており、林業経営も大変になっております。

前文が長くなりましたが、6月29日付の秋田魁新聞の記事で、今冬の県内民有林の豪雪被害額3億円。23市町村で確認。最も被害額が大きいのは大館市9,608万円、次いで秋田市、男鹿市、能代市、5番目に仙北市、これが3,025万円の順と記事にありました。当大仙市の被害状況はどのくらいか。また、その後の被害林の処理は進んでいるのか。山林の多い協和地区は稲作に次いで林業が大きな産業となっております。民有林が約1万2,129ha、林業農家も1,248戸もごぞいます。7月26日に栗林市長が現場を視察されたことに対し、林家の方々、関係者が大変感謝申し上げます。市としての関係機関と協議し、山への経営意欲を失わないよう特段の配慮を願うものであります。また、森林には様々な役割、機能等があり、その保護、育成は重要であるとするが、市長の森林に対する行政の関わり方の考えをお聞かせ願えれば幸いです。

次に、協和小学校の統合に関しての件についてお伺いします。

小学校統合までのこれまでの経緯は、旧協和町において平成12年から平成15年までの間に急速な少子化に伴い複式学級の増加と極少数人数での教育弊害も懸念されるという観点から、議会一般質問で小学校の統廃合について勇断をもって検討してもらいたい等の多くの質問が出て、また、旧協和町議会文教社会常任委員会でも学校、地域とのコンセンサスを取りながら統合へと進めてほしい旨の意見が出て、教育委員会では統合するにもしないにしても統合を考える会を必要であると判断して、平成15年協和町統合小学校を考える会をつくってスタートいたしました。平成16年度には協和町小学校統合促進協議会を立ち上げ、5回の促進協議会が開催され、全体的なまとめとして建設場所、児童の登下校に対する配慮、教育環境の充実、既存校舎の有効利用について、また、放課後児童保育の充実等が報告されております。平成20年開学を目指し計画どおりに事業実施することを明記し、新市にしっかりと引き継いでいただきたいと結びに

もあります。

統合については着々と進んでおり、建設工事の発注もまもなく行くと伺っております。このことについては大変感謝申し上げますところでございますが、反面、今、保護者や地域の方々から大変心配なこととして、工事期間中の児童生徒の安全確保、これは協和中学校、荒川小学校への国道46号線からの通学路は変則で道幅も狭く、しかも坂道でもあります。今までも危険なことがあったと聞いております。まもなく工事が始まり、開学した後のグラウンド造成工事も考えますと、長期間、大型車両等の頻繁な出入りが予想されます。誘導員もつくことでしょうか、もしもの場合、学校も教育委員会も注意義務を十分に果たしたといえるでしょうか。そういう点からも工事期間中はもちろん、統合後の児童生徒の安全確保のために通学路の改善を早急に検討すべきと思うが、当局の考えを伺います。

次に、通学方法でございます。

統合促進協議会では、通学方法はスクールバスと羽後交通バスの併用とする、小学校高校年は原則として中学校と同じく羽後交通バスを使用する、小学校低学年はスクールバスを運行するということでまとめられております。それぞれの地域やPTAに報告なされております。開校時のバス通学児童生徒数は推計で小学生が230名、中学生が131名、合わせて361名という人数と聞いております。下校時間はそれぞれ時差はあると思いますが、行事・部活休みなどで同時に下校することもあります。バス停は協和中学校停留所と上淀川停留所の2カ所ですが、2つのバス停でこれだけの人数の児童生徒がバスを待つことが可能か。また、どちらのバス停も学校から遠く、しかも車の往来が頻繁なことから子供たちをバス待ちさせることは大変危険と考えます。特に小学校低学年児童にあっては、判断力や危険認知能力など低く、保護者や学校での指導を十分に行ったとしても事故にあう危険性は格段に高まります。通学方法については民間路線バスを対応したいという方向と聞いているが、路線バスと一緒にしないで年間委託とか学校敷地内乗降、低学年は校舎の有効利用など子供の命の安全を最優先し、経費上の判断が優先されることのないよう願うものであるが、答弁を求めます。合わせて、廃校になります校舎、それと今後行われようとする閉校式の進め方について今現在どのように考えているかお伺いして、この場での質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 齊藤博幸議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、今冬の豪雪による民有林の被害状況についてであります。

はじめに大仙市内の被害状況につきましては、秋田魁新報で公表された5月末時点での被害区域面積は約50ha、被害額としては約270万円となっておりますが、大仙市の調査では被害区域面積約260ha、被害額として約1,600万円となっており、協和地域での被害が最も大きくなっております。私も7月25日に協和地区の林家の皆さん、また、西森林組合の皆さんと一緒に現場、山を見させていただきましたが、予想以上に被害が大きいのに驚いたところであります。

樹種別被害としては、林齢層が30年生から50年生の杉が多く、枝折れや先折れ等の被害が相当ありました。

次に、民有林の被害木の処理状況につきましては、効率的に森林機能の回復を図るため森林組合による被害地調査後、計画的に山林所有者のご協力をいただきながら現在作業に取り組んでいるところであります。

次に、国・県への助成等の働きかけにつきましては、造林補助事業で対応という県の方針のもとで間伐や除伐作業の実施のつど被害木の処理を実施、合わせて森林国営保険の損害調査を森林組合で実施しております。市としましては、被害を受けた山林の機能が早急に回復が図れるよう林道や作業道の整備に要する補助対象事業を要望しているところであります。

次に、森林に対する行政の関わり方につきましては、議員ご指摘のとおり森林は地球環境温暖化防止や水源かん養など人々の生活にあたり大事な公益機能を持っておりますので、行政としては森林機能の回復の向上に向けた長期的施業展開を視野に入れ、関係機関と連携しながら鋭意取り組んでまいりたいと思います。

また、秋田市から湯沢市に至るこの雄物川流域の森林民業、木材関係の流域の大きな団体がございますが、私が、大仙市長がこの会の会長を務めております。国・県、それから林業・林産関係の企業の皆さんも一緒でありますので、こうした団体の力を借りながら山の、大きくいえば山の手入れの問題を含めて山の問題を長期的にやっていかなきゃならないと、こういうふうに思っております。

質問の第2点目の協和統合小学校に関する質問については、教育次長から答弁させていただきます。

私からの答弁は以上であります。

○議長（橋本五郎君） 相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） ご質問の第2点は、協和統合小学校に関することについてでございます。

協和地域の小学校は、6校中4校が児童数51人以下となっております。また、複式学級の状況では4校で5学級でございますが、来年度にはこれが8学級に増加いたします。

こうしたことから、少子化等の進行と複式学級の増加傾向にある協和地域では、6小学校の統合により適正な規模を確保して集団の中で社会性を育て、集団との関わりの中でたくましく豊かに生きる人間力を育むことが最重要課題であるとして、平成15年度にお話のように協和町統合小学校を考える会、それから16年度には協和町小学校統合促進協議会と名称を改めまして、統合小学校について検討されてきたところでございます。

市では、この計画を引き継ぎまして地元説明会及び数回の校長会の意見を参考にしながら、平成20年4月の開学に向かって目下推進しているところでございます。

ご質問の、はじめに工事期間中の児童生徒の安全確保についてでございますけれども、市道協和中学校線、ここが工事中の道路でございますけれども、保安員を配置し、特に登下時における時間帯につきましては工事用車両の出入りを規制し、できるだけ歩車分離の形態を整えたいというふうに考えております。また、地域の皆さんに広報等によりまして周知し、ご協力もいただきたいというふうに思っております。

ご質問の通学路、市道協和中学校線につきましては、今後、市長部局とるる検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、登下校時の通学方法につきましては、統合後における子供たちの安全・安心を確保した通学方法は最も大切な一つでございます。現在、各小学校では帰宅はできるだけ一人にならないように配慮したり、途中まで学校が送り、そこまで家族が迎えていたり、地域の方々と協力し、一緒に帰宅する児童が複数になるまで待たせて下校させるなど、学校と保護者等が協力して対応しております。

また、乗合バス路線以外の一部の遠距離地域では、市のワゴン車で送迎してもおります。さらに下校時間に配慮した通行や運行など、できる限りの対応をとっているところでございます。

さて、統合後の遠距離児童の通学についてでございますけれども、地域要望としては

特に低学年はスクールバス等による通学でございます。乗合バス路線と一緒にしないで別途低学年用として4路線を委託する場合、毎年多くの経費も必要となります。また、バス会社からは現体制では受託困難だというふうに伺っております。

一方、地域住民の希望といたしまして、地域住民にとって唯一の交通手段であるバス路線を存続させてほしいという要望もございますので、こういうことも考え合わせますと小中学生の通学は原則として乗合バス路線を現在のところ利用していただきたいというふうに考えているところでございます。

通学の安全と利便性の確保につきましては、下校時間の工夫や下校時間に配慮した運行、または通常運行経路の変更、それから保護者の協力をいただいておりますがバスに同乗していただいて車内での安全サポート、それからご質問にありましたようにバス停留所の位置、それから安全なバス待ち合いスペースの確保などいろいろ検討してまいりたいと思っておりますし、学校行事や学校事情に対応した特発便なども含めて、バス会社、学校などと十分協議いたしたいと思っております。さらにバス路線の整っていない地域には、現行どおり市のワゴン車の運行を継続したいと考えております。

次に、廃校となる学校施設の活用計画についてでございますけれども、学校は地域の中核となる場所でありまして、活用計画につきましては地域をはじめ多くの方々の意見、要望を承りながら検討してまいりたいと考えております。

これまでに民間の介護施設団体から問い合わせが1件ありましたが、要望があれば今後具体的に協議してまいりたいというふうに思っております。

荒川小学校につきましては平成20年度の解体となりますけれども、ほかの5つの学校施設につきましては埋蔵文化財の収蔵・見学施設、それから社会体育施設、地域の民俗資料館、あるいは災害時の備蓄倉庫、6校統合時の資料館などの活用について市長部局と協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、閉校式についてでございます。

協和地区校長会とも協議しているところでございますけれども、それぞれの小学校の特色を生かし、学校ごとに計画することにしております。実施時期は6小学校が重複しないように平成19年12月から20年2月までの間とし、閉校記念誌等の発行も計画しております。

協和統合小学校は大仙市の学校統合再編計画の最初の事業でありまして、今後計画される学校のモデルとなるものでございます。大変厳しい財政事情を背負っての事業でござ

ございますけれども、地域をはじめ関係者の協力をいただきながら完成させたいと考えておりますので、よろしくご支援、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 17番、再質問。はい、17番。

○17番（斉藤博幸君） 再質問はしないようにと思ってきたわけですがけれども、若干させていただきます。

まず第1点目の森林についてでございますけれども、市長自ら山を視察されまして思いも十二分に理解しました。ただ、後かたづけが進んでない沢々が大変ありますので、ある程度は民家に近いそういう沢々の現状を把握しておかないと、天然のダムになって、ある時大水が鉄砲水のように来るような現場も見受けられますので、それぞれの地区の情報を的確に捉えていただきたいと思います。その点についてはそれで終わりますけれども。

先程大野議員さんも合併前の思いを述べたわけでございますけれども、確かに財政等厳しいといえればそれである何もかんでも議論にならないわけでございます。協和地区は人数こそ少ないけれども面積は本当に大仙市の約3分の1を占めるわけで、今の統合小学校建設場所から四方に一番遠い集落で15キロ以上ありますか、それ往復で30キロ、バスに登下校、中学校、高学年になりますとそれに耐えられるわけですがけれども、果たして保護者やそういう方々が見守っても往復1時間の登下校に小学校1年のまだ保育園卒業したばかりの子供が耐え得るかと思えます。まして協和では路線バスといいながらも荒川の方は急行バスでございます、今冬のバスの遅れはダイヤがあってダイヤがないようなもので、中学校、小学校5時のバスで待ってても8時頃、9時頃。確かに保護者やじいさん、ばあさんいた家は迎えに来てくれといえ、それは来てくれるでしょう。しかし、それに合わない子供もいます。かわいそうではございませんか、この路線バスということで一辺倒でやるということは。そういうことを考えなければ、私は今子供何か起きて見守り隊とかみんなで見守っているわけでございますけれども、そういう原因を一つでも排除するのが子供を安全にする方法だと思います。起きてからみんなワイワイやっても、起きないようにするのが私は必要だと思います。ましてや旧協和時代に、先程も申しましたけれどもPTA、地域の方々に低学年は少なくとも集落までちゃんと行政で責任をもって送り届けますと、そういうことで、じゃあそれではよし、わかったと遠い方々も納得したわけでございます。最終的に教育委員会がどのように判断するか、

これはこれから議論されることでしょうかけれども、何よりも地域のPTA、保護者の方々を納得されるような議論でなければ、ただ一辺倒に民間の路線バスにしますでは私は今後ありとあらゆるところで統合が始まるわけでございますけれども、絶対一つつまずくと大変なことになると思います。何よりも子供の安全でございます。何とかそこら辺をもう一回まず議論して考えていただきたいと思います。

あと、道路については今後市長もそれなりに検討してみますという答弁でございましたので、このことについてはいろんな土地の関係やいろんなことがあろうかと思っておりますけれども、これは後でといってもなかなかできないので、今のこの統合の計画と同時に、同時に進めていただきたい。まず、このことをもう一回ご答弁願いたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 斉藤議員の再質問にお答えします。

この統合小学校の関係につきましては、教育委員会だけの問題としてではなく、大仙市のこれからの教育という観点から市長部局も一緒になってこの関係について考えていこうと、そういう会議ももっているところであります。そういう意味で、今すぐに結論を出せる課題は少ないと思っておりますけれども、教育委員会だけではなくて予算が伴う問題でありますので市長部局としっかり協議をしながら、これまでの経緯も私、15年の統合小学校を考える会、16年協和統合小学校促進協議会の記録も読ませていただきました。最終判断は町、議会ということになっておりますけれども、この会の中で住民の皆さんがこの統合の小学校をつくる上で様々な協議を真剣になされてきた記録も残っているようでありまして、これも読ませていただきました。そういうものも含めまして、開学まで時間がありますので、様々な角度から検討を加えて、議員の要望のとおりにはいかない部分もあると思っておりますけれども、いろいろ考えてみたい、こういうふうに思っています。

それから議員が最初におっしゃいました、財政が厳しいといえは議論にならないというお話しましたがけれども、そうおっしゃらずに、財政はこのとおり厳しいわけでありまして。経常収支比率も100ポイント近く張り付いてしまいましたし、起債の今度発行の問題でも相当気を使っていかなきゃならないことは皆さんご承知のとおりであります。そういう状況を踏まえて、今まで計画した事業であってももう少し工夫ができるのでないか、あるいは様々な施設、これ総合支所だけではありません、公共の施設、自治体が使う公共施設、相当空いているものもたくさんありますし、利用の低いものもあります。

そういう問題も含めて我々考えていかなきゃならないとこういうふうに思っておりますので、財政が厳しいという状況を捉えて、どう我々工夫して乗り切っていくかという、そういう観点に立ってひとつご議論をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、いろいろありますけれども、この路線バスとの関係が非常に協和の場合難しいと思います。この路線バスを一方では何とか存続してもらいたいという、そういう願いがありまして通学の生徒さんの準備をしたという経緯もあるようであります。この数がもしなくなりますと、おそらくこの路線バスは廃止になるのではないかとこのように思います。そういった兼ね合いもあると思います。

それから学校の敷地の関係でありますけれども、いろいろ協議して荒川小学校、中学校のところということで統合小学校を決めたわけでありますけれども、はっきり学校に行く道の問題というのが解決されないままになっておることは承知しております。この問題についても、子供たちの安全・安心を考えますと何らかの手立てを講じなきゃならないというふうに考えておりますので、これを総合的に、まだ時間がありますので検討していきたいとこういうふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 17番、再々質問。はい、17番。

○17番（斉藤博幸君） 私ちょっと舌足らずで財政のこと十二分に自分でも理解しているつもりでございます。ただ、いろんな相談、議論してやるだけのことをやって、子供が何よりも安全優先という観念のもとに考えていただければよいわけございまして、ああ、あの時こうすればよかった、この時こうすればよかったんでは、子供の命は今一番大事だという認識なので、それだけをまずお願いします。

また先ほど申したとおり、地域並びに保護者の方々に何とか納得してもらえような話し合いをしていただきたいと思います。財政的に厳しいのは市長よりも私もよくわかっておりますので、それをお願いしまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） これにて17番斉藤博幸君の質問を終わります。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。ご苦労様でございました。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。9番石塚柏君。はい、9番。

○9番（石塚 柏君）【登壇】 9番新生会の石塚柏です。お許しを得て質問をさせていただきます。

本日は財政の問題、大規模商業施設の開発許可の問題、小中学校の歴史教育の3点について質問させていただきます。

第1点目の財政の問題は、現在、大仙市において財政の健全化に向け大仙市行政改革集中改革プランに基づいて職員数の削減、債務の削減、経常収支比率の改善を目指しております。財政見通しが厳しい中、合併によって現行の行政サービスを維持したいという行政、議会の願いがあったからこそ、これだけの大合併が実現したと思います。次世代に負担を先送りしないことはもちろんのこと、現在の財政の効率化を考え、2、3の提案をさせていただきます、当局のお考えお尋ねしたいと思います。

財政の透明化の確保についての問題であります。北海道夕張市の財政破綻にみられますように財政の透明性は十分に確保しなければならないと思いますが、具体的にはどのような方策を考えられておられるのか、お聞きします。

また、総務省へ一時借入金の報告など財務内容の追加報告を求められているようですが、その内容はどのようなものであったのか、お尋ねします。

大仙市全体の公債費、一時借入金の金利の額についてお尋ねいたします。

民間の経営にあっては借入金の残高の多い少ないはもちろん議論しますが、金利の額について大いに注視いたします。我が大仙市全体の支払金利は年間どれだけの金額になるのか、お尋ねいたします。

次に、大仙市市政全体の連結バランスシートの作成についてお尋ねいたします。

一般会計と特別会計のバランスシートは、かつて大曲市政時代において作成されておりましたが、さらに新しいその大仙市として公営企業や第三セクターを含めた全体の正確さを検証し、健全度を把握するため連結のバランスシートを作成すべきと思いますが、その是非をお尋ねいたします。

次に、財政の広報機能の重要性についてのお尋ねであります。

今回、大仙市ではミニ公募債の発行に踏み切られました。一方、国の方針によりますと、県などの地方公共団体にはさらに市場からの資金調達を求められているようです。

この債権の発行にしましては、債権を買う側の市場からは当然財政の健全度と市税の健全化への取り組みについて関心が高まると思います。今回の発行に際しては、肝心の大仙市の財政事情の情報が不足している気がいたします。したがって、今後財政の広報機能の重要性は高まると思われるので、広報機能の強化はどのようにしていくか、お尋ねします。

次に、財政方針、指針の策定についてであります。

我が大仙市は一般会計、特別会計、第三セクターを含めると1,000億を超える経済体であります。この財政を継続的に安定されるため、市当局は集中改革プランにおいて大きな方針と経常収支比率の目標数値を示しております。しかしながら、公債に関するもの、人件費に関するものなど性質別の財政指標を念頭に財政方針、指針を定め、財政計画まで反映させないと健全化は難しいのではないかと考えますが、当局のお考えをお尋ねします。

次に、企業管理部門の創設についてであります。

今回、第三セクターの改善のため総合政策課に担当部署を設置されましたが、慣れない企業経営を理解し、改善策を立案することはかなり困難を伴ったのではないかと考えております。定期異動もあり、企業経営に対する人材を育て得るのか懸念しております。今後企業経営を理解できる人材の育成がぜひ必要であり、合わせて大きい組織とは申しませんが企業管理部門の継続的な設置が必要と思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、平成16年の頃からイオンスーパーセンターの開設の話がありました。旧中仙町にジャスコができて以来、大曲でのイオン、すなわちジャスコもできてしまうのではないかと諦めた空気が感じられ今日に至っていると思います。そこで、イオンスーパーセンター、すなわちジャスコの開発手続きについてお尋ねします。

まず第1にお尋ねしたいことは、イオンスーパーセンター開設手続きが国の許可がおりたとされますけれども、手続きの間、最も影響の受ける商業団体と行政との話し合いはあったのでしょうか。この点をお尋ねしたいと思います。

法律の手続きでは、農業振興地域の指定の解除や農地転用では農業者の意見をもとに決定を下すわけであり、正式には一方の利害関係者である消費者、商業者の意見を聞く機会がありませんが、今回の手続きでもそうした手続きの内容であったのでしょうか。これまでの経過をお聞かせください。

現在、イオンスーパーセンター開設の反対運動が起きておりますが、このことがこの開発手続きに与える影響についてお尋ねします。

イオンスーパーセンター開設に対して、農業振興地域の指定の解除、農地転用は進みそうではありますが、この後、開発申請の手続きが残っていると思われまます。また、開発申請の許可権者は今年の4月より秋田県知事から大仙市長に移譲されたと伺っておりますが、正確にはどのような内容でありましようか。開発申請が大仙市に移された場合、開発権者として関係する地域住民の声を聞く考えはあるのでしょうか。現在起きている反対運動が開発手続きに影響がないのか、お尋ねいたします。

次に、大規模開発の地域に与える影響についてお尋ねいたします。

現在、大規模開発はリゾート開発が全く影を潜め、残るのは宅地開発か大規模商業施設の開発しか残っておりません。特に大規模商業施設の開発は地域に与える影響は大きく、時に地元の自治体からの反対で進出が頓挫するケースも秋田県内で記憶に新しいところであります。大規模商業施設の開発をみますと、開発のメリットとして雇用の増大、税収の増大、消費者の購買機会の拡大などが挙げられますが、一方、デメリットとして在外の商業者の圧迫、優良農地の転用、場合によってはそれまでの都市計画の用途指定が意味を失うなどがあると思ひます。冷静にみて今回のイオンスーパーセンターの開設は、一方において中仙地区のイオンが閉店になることが伴い、いわゆる開発のメリットとして雇用の増大、税収の増大、消費者の購買機会の拡大が大曲地区では増え、中仙地区では減少するという現象があります。単純に大曲地区だけの数字では判断できない問題があると思ひます。また、秋田市のイトーヨーカ堂のようにいつ撤退するか、行政がタッチできないという問題もあひます。さらに地域内の一定の消費額の中で大資本同士が競い合う状態では、いずれかが撤退するか、あるいは中堅スーパーが撤退という事態が現実味を帯びた可能性があひます。

このようにイオンスーパーセンターの開設は地域に与える影響は大きく、都市計画審議会など消費者、商業者をテーブルにつかせることが必要ではないかどうか、お考えをお聞かせください。

次に、大仙市内において大規模商業施設の開発の可能性についてお尋ねします。

第1番目に都市計画区域以外の場所での大規模開発が可能なのではいしょうか。いわゆる旧仙北町、旧太田町など都市計画区域に含まれない地域で大規模商業施設などの開発が可能なのではいしょうか。

第2に、大曲都市計画区域内であって用途指定がなされていない場所、住宅地域、重工業地域以外のいわゆる白地の場所での大規模開発が可能でありましょうか。都市計画区域以外での大規模開発が可能な場合、大曲都市計画地域に隣接している旧仙北町地区に大規模開発が可能になるのではないかという懸念をもっております。何しろ大曲駅から旧仙北町の境界線までは直接距離にして1キロから2キロです。例えば大曲バイパスの旧仙北町側の一帯についてはどうでしょうか。都市計画が旧町村ごとに線引きされた結果だと思いますが、合併後の都市計画と整合性がとれないのではないかとと思われるのです。速やかに都市計画の見直しが必要ではないかと考えますが、市当局のお考えをお聞かせください。

次に、現在進めようとするマスタープラン、都市計画のマスタープランはどのような手順で進められるのか、お尋ねいたします。

今回の都市計画のマスタープランは秋田県で進める計画とお聞きしますが、県で進める都市計画のマスタープランはどのような手順で策定されるのか、お伺いします。また、マスタープランに住民の声を反映することがどの程度可能になるのか、お尋ねします。

私は、たまたま都市計画の資格を有しております関係で実際の都市計画の作業に入ったことがあります。秋田県の実際のプランの作成は県職員の中で都市計画スタッフに限りがあったため大手コンサルタントに委託するケースが多いように記憶しております。時にこの旧大曲地区におきましても都市計画図に疑問の声が聞かれることがあります。こうした状況を避けるためにも、都市計画のマスタープランに住民の声を反映する機会があるのか、お伺いします。

また、大仙市職員はこの都市計画区域に住んでいる住民でもありますので、このまちを知り尽くしているわけであります。都市計画策定の際には地域住民の声を盛り込む努力をしていただき、地域住民が納得できる都市計画ができ上がるように県に対する要望も含め、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、小中学校における歴史教育についてお尋ねします。

議会から教育について質問する場合、テーマは少子化に伴う学級人数や食育の問題、学区の問題、学校建築などのどちらかというところが多いと思われまます。今回教育の内容に触れた質問ですので、現場では文部省の指導もあるでしょうし、すれ違いに終わる可能性もありそうだなと、意見の陳述に終わってしまう可能性があるなと思っております。ただし、長い間の疑問でもありましたし、8月15日という重い1日が毎年やっ

てまいりますので思い切って質問をさせていただき気持ちであります。よろしくお願ひします。

今から10数年前に日本、アメリカ、中国、韓国と国際的な高校生の意識調査がありまして、その中でアメリカの高校生の7割が「第2次世界大戦の日本に対する原爆投下はやむなし」と回答していることが報道されました。私にとっては非常にショックでありました。その後、近隣諸国から我が国の歴史教科書の記述に反省と謝罪がないとして、所謂教科書問題が持ち上がりました。国内では反発する声も聞かれましたが、私にはアメリカの高校生のアンケートのことがありましたので、教科書の影響の大きさを考えるならば、近隣諸国が教科書問題にこだわる気持ちには何となしにわかるような気がしております。その後、日本において自虐的記述を取り除くとして、歴史の記述を改めるとの主張がありました。その後、その考えに沿った教科書の発行があります。その社会科の教科書の選択で大いに問題となり、全国のPTA、教育委員会で議論がありました。なるほど今回大仙市の教育委員会の配慮で現行の社会科の教科書を読んできましたが、確かに長い時間で教科書の記述も変わっていくんだなというのが読後の感想であります。

そこで第1番目の質問としまして、大仙市の教育現場で社会科教育の選択についてスムーズに行われたのかどうか、お尋ねします。

次に、先般書店でアメリカの小学生の歴史教科書が置かれておりました。読んでみますと、アメリカでは標準的といわれる歴史教科書だそうです。和訳されたものです。記述には自分たちの国で第2次世界大戦中にドイツ人、イタリア人と比べて日系アメリカ人を人種差別で収容所に入れたと書いてあります。それは憲法違反であったとも書いてあります。また、ウォーターゲート事件で大統領の重大な犯罪があったと自国の悪いところであっても率直に記述されている内容です。

私の歴史教育での体験は、中学校、高校とそれぞれ受験のため明治維新以降の歴史教育にほとんど時間を割かれなかったという記憶があります。特に高校では、大学受験に現代史が出題されないということで全く授業が省かれたというひどいものでした。歴史は古代から現代まで時系列で教育されると思うのですが、大人になって感じるのは、現代史の方がはるかに生活する上で大切なものだと実感することが多いことでもあります。

そこで、杞憂に過ぎないかもしれませんが第2番目の質問として、第2次世界大戦以降の現代史の授業に割り当てられた授業時間に対して適切に時間がかけられるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

次に、我が国は冷戦前、アメリカの傘にあれば難しい外交問題でも先送りにできた時代であったと思います。国際交流もそれほど難しく考えなくても我々国民はやり過ごせたとも思えます。冷戦時代が終わり、中国も韓国もそれぞれの自国の問題を強く主張する時代が来ております。私たちの地域でも外国人が居住することが当たり前となり、近隣諸国の異性との婚姻も一般的になりました。国際化によって今の若者たちは海外に出る機会が増えております。あるいはマスコミでもどんどん報道が行われ、海外の動向に注視しなければならない時代となりました。我が大仙市市議会でも先の定例会で武力攻撃事態等における国民保護法の制定に関する条例の審議を行ったのは、つい先日であります。一方、ヨーロッパ、EUでは、統一貨幣ユーロの発行がなされ、ヨーロッパの国境を超えて流通しております。聞くところによれば、これもヨーロッパにおける第2次世界大戦の反省が下地にあり、再び戦争は起こさない決議が実現させたともいわれております。アメリカでは父兄と教師が子供たちの教科書を選択するのが習慣になっているそうです。日本では学校の先生に毎年、歴史教科書を選択をお願いしております。

ぜひとも我が国が近隣諸国と向き合う時に国論が極端に分かれないように、この地域でも地域の人たちが意見が極端に分かれないように現場の先生たちに時代を担う子供たちに現代史の授業にも力を入れていただきますよう切にお願いしたいと思っております。

最後に教科書を選択も含め、次世代を担う小学生にどのように近隣諸国と付き合っていくべきか歴史教育に関する教育理念を最後にお聞かせいただけますようお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 石塚柏議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、財政健全化の取り組みについてであります。

はじめに財政の透明性につきましては、今回、北海道夕張市が自治体の倒産にあたる財政再健団体となると表明したことは、会計操作の不透明さと巨額な借金と赤字を隠していたことが問題の本質であります。これは短期借入れである一時借入金の濫用と過剰な投資に加え、やみ起債の借入れなどの不正を行った自治体運営であり、市民の行政に対する信頼を大きく損ねたものであります。

地方が自らの判断で責任をもって地域の行政を推進する、いわゆる地方の自主性が高まっている中で、こうした事態を招くことなく財政の透明性を確保するためには積極的な情報公開に努め説明責任を果たさなければ、市民の将来負担への不安感を払拭するこ

とはできず、また、行政に対する理解、協力も得られないものであると認識しております。

当市においても、関係団体を含めた財政状況の全体像をまとめた貸借対照表などの財務情報の整備を検討し、広報等を活用した情報公開に努め、さらには限られた予算で最大限の効果を得られ安定した事業実施を実現できる財政運営、財政の健全化を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、一時借入金の報告であります。例年、地方財政状況調査により国及び県に報告しておりますが、今年度は北海道などの一部団体において収支不足の補てんのため、一時借入金や貸付金を使った財務処理を繰り返したことが判明したことから、財政規模に対する一時借入金の状況等について国から調査を依頼されております。調査は標準財政規模に対する一時借入金の割合が全県平均より高い市町村に対して行われ、一時借入金の借入れ目的と返済時期について調査があったものであります。

当市の場合、借入れ目的は年度末に支払う工事請負費や公債費の償還にあてられたものであり、返済時期については出納閉鎖の5月末日まで返済が完了しており、借入れ目的、返済時期とも適正に処理されております。

質問の2点目、大仙市全体の支払金利、金利額、3点目のバランスシートの作成に関する質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

次に、広報機能の強化につきましては、住民参加による開かれた市政の展開を図る上で財政に関する情報の発信は最も重要な要素の一つであると認識しております。

現在、当市で行っている財政に関する情報の発信については、一番身近な広報だいせんを活用し、当初予算の編成状況などについて紙面によりお知らせしているところですが、ご案内のとおり、今年度から県内の市町村で初めての試みとなる住民参加型市場公募地方債、いわゆる「だいせん夢未来債」の発行に取り組むこととしたところであり、発信する情報の内容については、さらに充実させていくことが必要であると認識しております。

今後は、「だいせん夢未来債」の発行を踏まえ、発信する情報内容につきましても予算、決算の状況のほか、予算の編成方針や執行方針、財政状況に関する情報など内容の充実を図るとともに、来年度から新たに当初予算に計上した主な事業の内容についてわかりやすくまとめた冊子を市内全戸に配布したいと考えております。

また、広報だいせんによる情報発信に加え、ホームページによる電子媒体を活用した

情報の発信も積極的に行ってまいりたいと考えております。

今後とも市民にとってわかりやすい情報が提供できるよう工夫を重ね、情報の発信に努めてまいりたいと存じます。

次に、中長期にわたる財政計画や財政方針につきましては、毎年度の施政方針において市政運営の基本的な考え方や重点施策事項に関して示すとともに、財政計画については先に策定しました大仙市総合計画の中で、18年度から22年度までの計画を示しております。

この計画は、将来を展望した長期的な視野に立って財政見通しを明らかにし、計画的な事業実施、予算編成・執行にあたるための基本的な指針となるもので、限られた財源について重点的、効果的な配分を行い、計画的かつ効率的な財政運営を図るために策定しております。

現在、国においては地方交付税制度改革や地方への税源移譲、また国庫支出金の見直しなどが行われており、本市を取り巻く財政環境はかつて経験したことがない厳しい状況に直面しております。

この現状を踏まえ、毎年、中長期の財政計画の見直しを行い、財政の健全性及び弾力性の確保に向けて積極的に取り組んでいかなければならないと考えておりますので、財政方針を毎年第1回定例会にお示ししてまいりたいと思います。

また、今年度新たに起債制限の財政指標として設けられた実質公債費比率や、財政の弾力性を示す経常収支比率などの重要な財政指標についても目標値を明確に示してまいるとともに、起債発行額や残高のシミュレーションについてもグラフ等を活用し明示したいと考えております。

次に、企業経営を理解できる人材の育成についてであります。国も地方も厳しい財政状況の中、様々な工夫により健全な財政を構築する必要があり、この観点から本年4月より第三セクターの経営改善を担当する職員を配置し、各第三セクターと協議を重ねながら改善案の作成に努めているところであります。

議員ご指摘のとおり、職員は専門的な知識を有しておらず、経営状況の分析等につきましては専門的な方々のご協力をいただきながら進めてまいりたいと存じます。

市としては、各第三セクターとの協議の中から問題点を見出し、市としての経営方針を示すとともに、解決策を第三セクターと一緒に模索してまいりたいと考えております。

なお、市職員につきましては将来的に大幅な減員を図る必要があり、職員一人一役で

はなく何役もこなさなければならないものであり、様々な資格を活用して幅広い分野で業務をこなす必要が出てまいります。企業経営の内容を理解できる職員の育成も必要と存じますが、担当する部署を設けるのではなく、人材育成を図りながら職員の能力を十分発揮できる人事配置に努めてまいりたいと存じます。

質問の第2点は、まちづくりプランの住民参加についてであります。

はじめにイオンスーパーセンター開設に関する経過についてお答え申し上げます。

平成16年5月にイオン株式会社より当該地への大型ショッピングセンター建設計画に伴う農業振興地域内農用地区域からの除外の意思表示があり、関係団体等との事前協議が開始されております。

同年12月には、申請時に地権者や隣接者、関係土地改良区からの同意を得ていることもあり、大曲市農業振興地域整備促進協議会を開催し、関係農業団体の長との協議により農業従事者の就業機会の増大、地産地消及び地元農産物の販路拡大等の市への波及効果等を考え、農用地域からの除外に同意することを決めております。

その後、4ha以上の大規模な計画であるため、農林水産大臣協議事案として農用地域からの除外と農地転用を一括して取り扱い、国及び県と事前協議を重ねてきております。

平成17年6月及び7月には、関係団体である東部農業委員会、秋田おぼこ農業協同組合、秋田県南部土地改良区、秋田県仙北平和土地改良区からの同意、大曲商工会議所の附帯意見による進出もやむを得ない旨の回答を経て、農業地域から除外する手続きに入っております。

平成18年3月には、農用地転用見込みについて東北農政局に協議書を提出、同5月には許可の見込みのあるものとして回答をいただいております。

その後、5月、6月までの期間に大仙市農業振興地域整備計画の変更に係る縦覧公告、異議申し立ての期間を経て、6月28日に決定公告されたところであります。

したがいまして、イオン大曲店の出店に関わる現在の状況は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく手続きが終了したものの、農地転用及び開発行為に関する申請の準備段階にあることとなります。

次に、開発行為の許可権限の移譲についてであります。議員ご指摘のとおり開発行為の許可に関する事務は、市町村への権限移譲の推進に関する秋田県条例第12条第2項の規定により、秋田県から平成18年4月1日に大仙市へ権限移譲されております。

今後、出店までに必要となる開発行為の手続きについては、用地や道路、消防水利、給排水施設等に関する協議となり、また、大規模小売店舗立地法による手続きについても騒音・交通・廃棄物対策に関する協議や意見の集約に限定されていることから、直接、商業者や消費者から意見を徴収する機会がないのが現状であります。

今後提出される開発行為の申請内容にもよりますが、平成16年5月からの計画であり、事前協議が重ねて行われており、農業振興地域内農用地区域からの除外が許可され、農地転用の大臣許可及び市に対する開発行為許可についても事前協議の要件が具備されていれば、開発手続きについて計画どおり進められることになると思います。

次に、都市計画審議会との関係についてであります。大仙市では平成18年3月に大仙市として初めての都市計画審議委員を任命しております。当初の選考段階から商工業・農業等、各方面からの学識経験者12名と市議会議員3名の計15名を任命し、それぞれの立場で様々な意見が反映される仕組みとなっております。

なお、イオンの計画が都市計画審議会で協議されるのは、開発行為の申請後になると思います。

質問の4点目、大規模開発の可能性について、5点目の都市計画マスタープランについて、6点目のマスタープランに住民の声を反映させる機会はあるかに関する質問につきましては、建設部長から答弁させていただきます。また、質問の第3点、小中学校における歴史教育についてに関する質問につきましては、教育次長から答弁させていただきます。

私からの答弁は以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） はじめに財政健全化の取り組みのうち、大仙市全体の金利負担額についてであります。最初に長期債について申し上げます。

一般会計、特別会計合計額で17年度末までの発行済み起債の元金残高が1,058億9,200万円、利子総額が207億500万円、合計1,265億9,700万円となっております。このうち18年度に支払う利子分につきましては、22億9,400万円でございます。

借入利率につきましては、合併を事由とした特別な振興資金で0%で借入れしたもののから、政府資金の中には7.4%という高利率となっているものもあります。このため高利率のものを低利率に借り換えすべく、今年度は平成2年度に利率6.7%で借入れ

した公共下水道事業資本費平準化債の借り換えを実施し、残債のうち2,900万円を2.5%に借り換えしたことから、償還終了までの利子総額931万円が軽減されております。

次に、一時借入金について申し上げます。

平成17年度決算におきましては、一時借入金の借入額は70億円となっております。それに伴う支払利息は1,488万5千円であります。借入利率は、金融機関によりまして0.61%から0.64%の金融機関と、1.875%の金融機関に分かれます。したがって、借入れにあたりましては金利の低い金融機関にシフトしながら実施しております。

今後、市債につきましては後年度の負担を少しでも軽減するため、低利に借り換え可能な場合は積極的に借り換えし、市場金利レートに目を光らせ、金融機関と連絡を密にして市債管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、次に連結バランスシートの作成につきましては、地方財政の状況が極めて厳しい中、地方公共団体では将来の財政負担を見通した中長期的な視点から効率的かつ適正な財政運営を進めていく必要があります、その判断の基礎となる財政指標の開示においては、従来からのフロー面の財政指標の分析に加えて企業会計的な手法を取り入れ、公的資金によって形成された資産と将来負担となる負債のストック面の情報を住民にわかりやすく開示することが求められております。

この方法といたしまして、地方公共団体におきましてもバランスシートの作成に取り組むよう総務省から方針が打ち出されており、合併前の旧大曲市におきましてはバランスシートを作成、公表いたしております。他の旧7町村では一部で取り組みをした経緯はありますが、公表には至っておらない状況にあります。

都道府県及び政令市では、平成17年度からバランスシートの作成に加えて地方三公社、一部事務組合、第三セクターなどの関係団体を含めた連結バランスシートを作成、公表するよう総務省の通知があり、市町村についても普通会計のバランスシートを早期に作成するとともに、連結バランスシートの作成についても積極的に取り組むよう通知がなされております。

大仙市の普通会計のバランスシートにつきましては、旧大曲市で作成した例にならない平成17年度決算から作成してまいります。旧7町村分のデータ分析に時間を要することから本年度中の公表を目指して進めてまいりたいと存じます。

連結バランスシートにつきましては、なるべく早い段階での公表を目指して進めたいと考えておりますが、本市では大仙市土地開発公社、大曲仙北広域市町村圏組合などの一部事務組合、市の出資比率が50%を超える7つの第三セクターなどを含めて作成し、総合的な財政情報の開示を行うこととなりますので、それぞれの団体における資産、負債を整理し、まとめあげるための時間が必要となりますので、公表までにはある程度時間をいただきたいと存じます。

いずれいたしましても、地方公共団体の財政の健全化を推進するためには、その前提として地方公共団体のみならず、その財政に間接的に影響を及ぼす第三セクター等を含めた財政状況を把握し、総合的な分析を加えて財政運営をする必要があると認識いたしておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。柴田建設部長。

○建設部長（柴田勝三君） はじめに、都市計画区域外での大規模開発についてであります。現行法では都市計画区域外では大規模開発は可能であります。よって、都市計画区域外で10,000㎡を超える開発行為を行う場合及び都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為を行う場合は、都市計画法第29条第2項による開発行為の許可申請が必要になり、許可されれば開発行為を行うことが可能となります。

しかしながら、本年5月24日に改正都市計画法が参議院で可決し成立し、1年6カ月以内にまちづくり3法、いわゆる大規模小売店舗立地法と中心市街地活性化及び都市計画法の総称であります。これが施行されますと、都市計画区域内の商業地域、近隣商業地域、準工業地域以外の用途地域及び白地地域では、原則として床面積10,000㎡を超える大型集客施設の立地が禁止されることとなります。

次に、大仙市の都市計画マスタープランの今後の策定手順につきましてご説明いたします。

はじめに、大仙市は合併により大曲都市計画、神岡町都市計画、西仙北町都市計画の3つの都市計画をもつことになったわけですが、大仙市としての視点からこれら都市計画を検証する必要があります。その上で都市計画もたない外の地域を含めて改めて都市計画区域を設定することとなります。都市計画区域は秋田県が指定するものですが、そのための調査として、本年度において県では当市における都市計画基本調査の実施を予定してございます。

調査項目は、人口、産業、土地利用状況などが予定されておりますが、市では都市計画マスタープラン作成のためのさらに補完調査を実施するため、今次定例会に補正をお願いしているところでございます。

これらの調査を活用しながら大仙市都市計画マスタープランの策定を進めるわけですが、平成19年度において市街地全体における基本方針の策定、平成20年度には地域別構想の策定を予定しております。したがって、平成21年度には市民に公表できるものと考えております。

また、策定にあたりましては、都市計画マスタープラン策定委員会を立ち上げ進めたいと考えておりますが、できるだけ市民が参加できる環境をつくってまいりたいと考えております。

次に、秋田県において策定します都市計画基本調査の委託方法につきましては、これまで県の基準に照らし合わせて発注されているものと考えられます。

また、都市計画道路につきましては、道路配置のバランス、道路のネットワーク、都市防災機能や都市空間機能、環境機能などを考慮いたしまして、それぞれの路線ごとに現況の交通量を調査し、将来交通量を予想した上で存続路線とするのか、廃止路線にするのかを慎重に検討して都市計画決定をこれまで実施しております。

都市計画マスタープランの見直しは、将来を見据え重要であることは認識しており、住民の意見を反映した都市づくりの具体的将来ビジョンを確立するため策定するものであり、都市計画マスタープラン策定委員会はもちろん、委員会とは別に各地域での懇談会の開催やアンケートの実施など広く市民の意見を取り入れる機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤康裕君） 質問の第3点は、小中学校における歴史教育についてであります。

はじめに、社会科教科書の選択につきましては、教科書採択にあたってはより開かれたものとするために保護者を含めた教科用図書採択協議会を設置し、教科ごとに担当の選定委員が内容や構成・分量・表記などの採択基準をもとに選択にあたりました。子供にとってわかりやすいか、取り組みやすいかなどという観点も重要であります。教科用図書採択協議会や大仙市教育委員会においても十分な審議がなされ、社会科教科書も含

め一部他県で報道されたような特別な問題もなく全会一致でスムーズに採択されました。

次に、第2次世界大戦以降の現代史の時間についてであります。授業時間は国の学習指導要領で学習内容に応じて配分され、この時代の授業時間は多少の違いはありますが大戦前の部分を含めると、小学校6年生で約10時間程度、中学校2年生で約18時間程度となっており、他地域と大きな違いはないものと認識しております。いずれにしても、授業時間をしっかりと確保して指導していくことが大事なことを考えております。

なお、歴史分野については、歴史の大きな流れと各時代の特色を理解することが求められており、そのため第2次世界大戦から現代の歴史も大きな項目である「近現代の日本と世界」の中に位置づけて学習するようになっております。

次に、どう近隣諸国と付き合いをすべきか、その歴史教育に関する教育理念であります。学習指導要領を踏まえ、我が国の歴史や伝統を大切にするとともに近隣諸国との友好、国際協調と国際平和の実現に努めることが大事な事柄だと考えており、教科書選択の視点もここにあると考えます。

調査によりますと、大仙市内の小中学校での「日本と関係の深い国」という学習では、中国や韓国が上位に取り上げられていますし、市内中学校の「世界の国々」の学習でも欧米諸国などのほかに近隣の国ということで必ず中国・韓国などが取り上げられております。

また今年度、県の国際交流事業として大仙市内の中学生1名が韓国の中学生と互いにそれぞれの家庭においてホームステイしておりますし、日韓大綱引き文化交流事業では韓国と大仙市の中学生がお互い交流しております。また、協和地区では韓国などからの中学生を受け入れてホームステイの場を提供しています。昨年は韓国釜山市教育委員会から大川西根小学校への訪問があり、子供たちの活動を見て感激して帰られました。

このような近隣諸国も含めた外国と大仙市における人と人とのつながり、これまでの歴史を踏まえつつ新しい視点での交流を生かした友好的な関係は、本市教育にとっても重要な要素の一つだと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 9番、再質問。はい、9番。

○9番（石塚 柏君） 再質問の時間ありませんので1点に絞って、いわゆるイオンの件についてお尋ねしたいと思います。

大体、秋田県内の小規模な小売店の店舗数、全国で面積、人口割で全国で2番目と、そして大規模面積は全国の平均を上回る、そして1軒あたりの売上高というのは全国の40番の上ということで、簡単に言うと非常に零細な小売業者が大きい大規模な店舗と競争していると、非常に苦しい状況が伺えるわけですが、説明、ご報告をいただきまして、結局は農振であれ開発行為であれ商業団体との話し合いの接点がなかなか見えない。大曲の商工会業所と意見書を求めたという説明がありました。私もその文書を見ておりますけれども、とてもじゃないけれども賛成しているというような内容ではありません。仕方なく、法律上は決められているんだから出しましょうといわんばかりの内容です。そういったことも含めてですね、大店法、大規模な店舗の立地法、まちづくりのもう一方ですね法律があるわけですが、地域の住民と協議しなきゃいけない。ただし、交通渋滞だとか騒音だとかそういったことで商売がどうだこうだということは直接書かれておらないんですが、少なくともそこに接点がある。

それからもう一つ、開発行為の申請後に都市計画審議会との接点があるということがありました。農振の申請の時にですね、首長が農業者団体の話を聞き、商業者の話を聞いて断念するという、逆にいいますと法律に沿ってるのか沿ってないのかわからないような決断の中で大規模な店舗をノーという答えも出しているのは正直現状なわけでありまして。そういった点で非常に現場で仕事をしている方々の、もちろん法律から外されたことをどんどんやっていかれたんではこれは困るわけですが、政治の場でどういうふうに調整して、やはりみんなで各界から意見を徴収して最終決断をするのかという問題があるのではないかという一部の望みを持ってですね、執拗に答弁をお願いしたわけでありまして、ぜひ再質問になりますとその辺についてお話をいただければありがたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 石塚議員の再質問にお答えいたします。

このイオンの件であります、今の法律上の関係でいきますと、いわゆる商業調整の部分が一切ないという法体系になっております。これは私自身も非常に問題があるというふうに、我々地方にしてみれば、考えておりますけれども、法律の規定、それを受けた条例その他の規定がない、つくれないという状況の中では、この問題はいかんともしがたいというふうに自分で今までの流れをずっとやってきましてそういうふう感じております。いわゆるまちづくり3法として大規模小売店舗立地法、それから中心市街地

活性化、都市計画法、改正されて今いわゆる3点セットでまちづくり3法と言われておりますが、残念ながらこの改正の中にも商業調整の部分は欠落しております。様々な今の制度の中で対応していくとすれば、やはり農地関係には農振法の関係、それで対応せざるを得ないという状況ではないかなというふうに認識しております。まず我々まちづくり今進めているわけですが、大仙市が農業を基幹とする大仙市をつくろうというのが大きな柱になっております。そうしますと今国でも農用地をきっちり確保しなければならぬということで環境向上対策とか新しい地域づくり、施策も農水サイドから出てきているわけでありまして。一義的にはやはりこの圧倒的に空き地というのは我々のところは山以外は農地ということでありまして、農地の部分の転用に至る経過について、やはり農業者含めた市民のところをしっかりと考えていくことが、いわゆる大型資本が入りにくくなる条件になるのではないかなと思っております。私自身としては、この様々な手続きがなされますと、それを拒否するというわけにもいかないというふうな法律解釈で物事を運営しております。しかし、我々のまちづくりの方向としては、議員の皆さんも同様だと思いますけれども、いわゆる外から大型資本がどんどんどんどん参画して無秩序、秩序がある開発だというふうに参画してくるわけですが、やっぱり地域経済が非常にないがしろにされるような手法でどんどん物事が逆もあるわけでありまして、様々な工夫を凝らしながら、この後の問題についてはできるだけのやっぱり受け入れるガードを高くしていくという考え方で市政を運営してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本五郎君） 9番、再々質問よろしいですか。

○9番（石塚 柏君） ありません。

○議長（橋本五郎君） これにて9番石塚柏君の質問を終わります。

次に、6番杉沢千恵子君。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 公明党の杉沢千恵子でございます。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。市長はじめ当局の皆様には、明快かつ積極的なご答弁をお願いいたします。項目は5つございます。

はじめに、食育の取り組み推進について何点か質問させていただきます。

食育基本法、食育推進計画についてお伺いいたしますが、食育基本法が昨年7月に施行され、国は今年4月、食育推進基本計画を策定しました。この中で国は、「子供への食育を通じて大人自身もその食生活を見直すことが期待される」ところであり、地域や社

会を挙げて子供の食育に取り組むことが必要である。」と、食育推進の重要性を訴えるとともに、2010年までに達成すべき数値目標を9項目にわたり提示しており、予算も38%増の4億4,600万円を計上するなど積極的に推進していく姿勢を打ち出しております。

また、基本法第10条では、市町村は国との連携を図りつつ、当該市町村の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有すること、さらに同法第18条では、国の推進基本計画や県の推進計画を基本として、自己の区域の食育の推進に関する施策についての計画を作成する努力義務規定が盛り込まれておりますが、本市における取り組みはどうなっているものか、お聞きしたいと存じます。

次に、地産地消についてお伺いいたします。

国の新規事業である「地域に根ざした学校給食推進事業」では、学校と生産者、関係省庁が連携し、学校給食への地元農産物の活用についての検討を進めるとあります。

本市においては既に推進を図っていると認識をしておりますが、現在の地場産物が学校給食の食材に占める割合と、今後の学校給食における地産地消の推進計画の内容をお聞きしたいと思います。

次に、子供の生活習慣についてお伺いいたします。

国が策定した食育推進基本計画には、学校を通じ、保護者に対し、適切な栄養に関する知識等の啓発に努め、食育に関する内容を含め家庭でのしつけや子育てのヒント集として作成した家庭教育手帳を配布し活用を図ることや、朝食を採ること、早寝早起きの励行など子供の基本的な生活習慣を確立させ、生活リズムを向上させることが盛り込まれております。

このことに関し、本市における現状と今後の対応策についてお聞きしたいと存じます。

次に、栄養教諭の増員についてお伺いいたします。

昨年4月から食育指導を充実させるために設置された栄養教諭制度につきましては、その経費が県費による負担となることから、その配置については県教育委員会の判断に任されておりますが、このたび栄養教諭育成講習事業が予算化されたことによりまして、積極的な推進が期待されるところであります。

本市における実情の把握と、小中学校の学校栄養士のうち、栄養教諭免許を取得している栄養士の割合はどうなっているのか、また、食育の推進という観点、また、アレルギーの児童対策等も含めまして栄養教諭に期待される度合いは益々大きくなると考える

ものであり、今後、栄養教諭を増やすよう県に要望すべきであると思いますが、ご所見をお伺いしたいと存じます。

次に、食育推進に関する取り組み手法についてお伺いいたします。

私は、今年6月、大阪市で開催されました内閣府主催の第1回食育推進全国大会に参加してまいりました。

国民運動にしていくという「食育」の輪を広げようと、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、さらには外食産業、コンビニ業界、健康科学センターなど、まさに家庭、学校、社会の各環境が全員で取り組まなければならない運動であることを実感してまいりました。早速、先日、私たち友人と食育フォーラムを開催したばかりです。

食育の推進の手法として、本市においても、未来を創り、豊かな人を育むため、市長のもとに食育推進チーム、あるいはプロジェクトチームをつくり、行政だけではなく、あらゆる分野からの検討を行う場として大仙市全体で取り組むことを提案したいと思えます。このことに関する市長のご所見をお聞きしたいと存じます。

2番目は高齢者福祉についてでございます。3点質問をさせていただきます。

はじめに、リバースモーゲージについてお聞きしたいと思えます。

リバースモーゲージとは、厚生労働省の定義によると「一定の居住用資産を有し、将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とした資金制度」となっており、1981年に東京都の武蔵野市で初めて導入されました。

その後、不動産価格の下落などを背景に普及がなかなか進みませんでした。最近になって再びクローズアップされるようになり、「長期生活支援資金制度」の名称で多くの自治体、あるいは社会福祉協議会等での取り組みが紹介されるようになってきております。

当市においては、2002年の旧大曲市議会において藤嶋次男議員が一般質問で取り上げ当局の考え方を質問した経緯がありますが、「本制度の実施にあたっては、様々な問題が内在しており慎重な対応が必要であるとして、制度の内容が明らかになった時点で検討する」との答弁があったと記憶しております。

私は、少子高齢化による世代間の不均衡や高齢者の社会保障費の負担増などが顕著になるなど、近年の高齢者を取り巻く状況が厳しさを増す中、当市においても制度の導入を検討する時期に来ているのではないかと考えております。取り組む自治体などが増え

ているのですから参考となる事例がたくさんあるわけでありまして、何よりも老後に対する不安を少しでも取り除くメニューを揃えるのも行政の重要な仕事と考えますので、富裕層、いわゆる富める人たちをターゲットにしがちな民間企業に任せるのではなく、福祉的な見地からの主体的なご検討をぜひお願いしたいと思うのであります。

公的機関によるリバースモーゲージには、現在、武蔵野市や中野区が導入した貸付金額から金利負担などすべての勘定を直接行う直接融資方式と、融資を行う金融機関を斡旋し、利用者への融資は金融機関から行う間接融資方式の2種類があり、そのどちらを選択するのか、また、担保割れのリスクや金利のリスクなど導入に伴いマネジメントしなければならない課題も多いと思いますが、例えば、市として利子を助成するための基金を創設するなど制度の安定運用を図る手法に工夫を凝らす一方で、高齢者の身近な相談相手でもありますケアマネージャーに周知を図りながら運用を進めるなど、市独自の取り組みをするべきと考えますが、このリバースモーゲージに対する市長のご所見をお伺いしたいと思います。

次に、施設のあり方について2点ほどお聞きしたいと思います。

介護保険施設につきましては、制度の見直しにより国の参酌標準の考え方が変わったようではありますが、高齢化の急速な進行に伴い、介護保険施設への入所希望者は著しく増加することが予想されます。市は今後、施設の新設や増設を実施していくお考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

また、今年1月8日に長崎県で痛ましい7人の犠牲者を出したグループホーム火災を受け、厚生労働省では2006年度からグループホームに夜勤の職員配置を義務づけましたが、各地でも防火安全対策の強化に対する積極的な動きが見られるようになりました。消防本部は立入検査を実施していると存じますが、今後、高齢者福祉関係施設に関する防火安全対策の強化をどのように図っていくのか、お伺いたします。

次に、成年後見制度について質問をさせていただきます。

認知症のお年寄りなど、判断能力が不十分で、財産管理や介護施設への入所退所などの身上監護についての契約や遺産の分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方を保護するために「成年後見制度」があります。

しかしながら、全国的には制度に対する認知度の低さや後見人の認定の難しさなどから、その利用が今ひとつという状況にあるようです。

制度の管轄は家庭裁判所ですが、近年、認知症などにより判断能力が衰えた高齢者が

悪質商法の被害者となるなど、その権利や財産を侵害される事件が多く発生していることから、官民共同で成年後見センターを設立し、高齢者等を守っていこうとする自治体の動きも出始めているとお聞きしております。

そこで、この件について何点かお考えを伺いたいと存じます。

本市において、判断能力が不十分と思われる認知症高齢者を適切に把握する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

身寄りのない方の場合は、市町村が直接申し立てをすることができることになっており、2006年8月、厚生労働省は「市町村長が後見人を立てる場合の要件の緩和」を発しておりますが、市として、このことを含めた制度の普及PRをどのように行っているでしょうか。

北九州市のように、高齢者支援のひとつに「高齢者の権利擁護の推進」を位置づけ、既に官民共同で成年後見センターを設立した自治体もあり、高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者も増加していくことが予想される中、こうした方を守るため市当局は制度の活用についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

大きな項目の3つ目になりますが、観光の振興についてご質問いたします。

午前の部でも観光のことが、いわゆる花火の御礼を申し上げておりましたが、私も去る8月26日に開催されたこの第80回全国花火競技大会は、市長の晴男というのに合わせまして、天候・風の状態・気温どれをとってもこれ以上ないほどのコンディションに恵まれ、過去最高となる75万人もの観衆を魅了いたしました。まさに、長い歴史と伝統に培われ、質・量・環境3拍子揃った日本一の呼び声にふさわしい大会であったと思います。このすばらしい文化・財産の礎を築かれた先人のご労苦に改めて敬意を表するとともに、運営に携わったすべての方々に対し、まずもって心から感謝を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

さて、合併から1年半が過ぎようとしておりますが、大仙市には、それぞれの地域が育み、観光面から見ても有望な事業がたくさんあり、それぞれ合併後も大仙市の事業として引き継がれ、花火同様2回目の事業実施を迎えております。私は、すべての事業に参加することはできませんでしたが、既に終了した諸事業については、それぞれ大変盛会だったと聞き及んでおり、大変喜ばしいことだと感じております。

ただ、それぞれ地域に根ざした事業であっても大仙市の事業であるという一体性とでもいうのでしょうか、市としての統一性というのでしょうか、どこかまとまりのなさを

感じてしまうのは私だけでしょうか。

確かに、運営のノウハウや投入されるマンパワーなど、地元でなければできない、あるいは賄えないという部分も相当あるのは理解できますが、それをそのまま踏襲するのでは合併前の状況と何ら変わらないということになってしまいます。

大仙市の観光振興という切り口で考えた場合、やはり市の区域全体を一つのエリアとして捉え、それぞれの独自性を保ちながらも、一本芯の通ったコンセプトがなければ大仙市としての今後の展望は開けないではと思います。事業の実施に係る予算にしても、各所管の総合支所にバラバラに措置するのではなく、大きな枠組みとして捉え市としての一体性を醸成する必要があるのではと考えるものであります。

私は、市として目指すべき観光振興のキーワードは「点を線」にすることだと思います。個々の事業を単体の「点」で終わらせることはなく、事業の内容や開催時期、ターゲットなどをつぶさに調査・研究し、それぞれの事業をいろいろな意味で「線」で結ぶ、例えば近隣の自治体も含んだ新たなルート開発や滞在型観光の提案など、相乗効果を狙った施策を生み出していく努力をしていただきたいと思います。

それぞれの地域の観光資源を大仙市としてトータルコーディネートするプロジェクトを立ち上げるなど、専門に検討する部署が必要と考えるものですが、ご所見をお伺いしたいと存じます。

それでは、男女共同参画に関連して3点ほど質問させていただきます。

はじめに、女性の再雇用についてお伺いいたします。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現が21世紀における我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけております。国はもちろんのこと、地方自治体の組織も法の趣旨を理解し、それぞれの地域を代表する組織として率先して男女共同参画に取り組まなければならないと思います。

現在、市役所職員の男女の比率は男性58%に対して女性が42%となっており、女性職員の数が少ないことも市役所における男女共同参画の積極的な推進に影響を及ぼす一因になっていると思います。まずは、新規採用職員の女性数が少ない現実を変えていかなければならないと考えます。

昨年採用された職員は、総数24人に対して女性はわずか3人でした。昨年の受験者数は、総数162人に対して女性は45人ですから、女性の受験者数が少ないことも一つの原因でしょうが、面接試験を行う面接官すべてが男性であることも何らかの影響が

あるのではないのでしょうか。面接官が男性ばかりであれば、穿った見方かも知れませんが、面接する方もされる方も何らかの偏りが生ずる可能性がないとは言えないと思います。できれば、今後は面接官の女性比率を上げていただき、可能な限りフィフティ・フィフティになるように配慮していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、現在、民間では優秀な能力や経験を有する女性が出産や育児で一旦仕事を離れてしまったら、再び正規の雇用はないとっていい現状もあります。団塊の世代の大量退職の問題もありますし、これからは能力のある女性をどんどん活用していかなければならない状況になると思います。こうした状況を踏まえ、市は女性の職員数が少ない30代後半から40代の男女比率の格差を縮めるためにも、女性の中途採用を積極的に実施すべきであると考えます。市が、事業所に対して仕事を一旦離れた女性の再雇用を訴えていくためには、まず市自らが男女共同参画の事業所づくりをしていかなければなりません。一言で言えば「塊よりはじめ」ですよ。

女性の中途採用は、市にとっても大きなメリットがあります。

その1つは、市職員の男女比率の格差が大きい年代の是正ができること。

2つ目に、男女共同参画社会の形成に大きく貢献できること。これは、出産・育児で一旦仕事を離れた女性に再度自分の能力や経験を発揮する機会を与えることになり、男女共同参画の大きな目標である女性の再チャレンジができることとなります。

3つ目は、子育てが一段落した豊富な人生経験や民間企業を経験している女性を採用することにより、市役所の活性化、変革にも大きな力になるとともに、現職員に対しても大きな刺激になると思います。

本市でも、このようなポジティブアクションをおこすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ドメスティック・バイオレンス（DV）についてお伺いたします。

DVとは、ご案内のように夫婦や恋人など親密な関係にある者に対して、その一方が身体に対する暴力のほか精神的な暴力、性的な暴力を与えることであります。

夫などのパートナーからの女性に対する暴力は、これまで家庭内の問題であるとの受け止め方から表面化しにくく、第三者が介入しにくいということもあり、必ずしも被害の実態が直視されず、有効な救済方策が講じてこなかった面があります。DVは、女性の生命、身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれの高い深刻な社会問題であり、平成13年の「DV防止法」の施行により、被害者保護のための施策の実施が地方公共団体

の責務としても位置づけられたところでもあります。

ある調査によれば、配偶者から生命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがある人は、男性では200人に1人ですが、女性では20人に1人となっており、さらには深刻な暴力という点に着目すると、男性と女性では被害を受けやすい点では圧倒的に女性が不利という結果となっております。DVは、女性の人権に関わる社会的な大問題であるということができると思います。

また、DVは、子供たちにも大きな影響をもたらすということも見逃せません。DVにさらされる子供たちは、直接的な虐待被害や母親への暴力の場面を目撃することによって、その恐怖にとどまらず、日常的に加害者と接し、その親としての操作的・支配的行動によって情緒面や発達面に重大な影響を与えられ、父母の序列ある支配関係を学んでしまい、それがその後の男女関係にも大きな影響を与えるといわれております。

そこで質問ですが、DVは犯罪であり、被害を受けた女性はもとより次代を担う子供たちにも多大な影響を及ぼします。当市においてDVの相談等の実態はどうなっているのか、またDVについてどのように取り組んでいくのか、今後の方針についてお考えをお聞かせ願えればと思います。

次に、父子家庭対策の充実についてお伺いいたします。父子、父・子です。

父子家庭は、母子家庭に比べ、父親には経済力があるとして対策が整っていないのが現状ではないでしょうか。以前は、女性の社会的地位が男性に比べ低く収入も低かったし、夫がサラリーマンで妻が専業主婦という家庭が一般的でしたから、女性の就職先は少なく離婚すると経済的に苦しくなりやすく、また、母子家庭は社会的に弱い立場であるという判断から、これまで父子家庭に比べて手厚く保護されてきたという歴史的経緯があります。

しかしながら、父子家庭の方から「子育てという観点からみると、母子家庭以上に大変な点も多くあり、このような不況の中では経済力の面でも大変だ」という声が多く寄せられております。母子家庭のように仲間づくりもできない、また、暮らし方や精神的な面では、女性の子育てとは違った意味での大変さがあるといわれております。

現在、大仙市では、児童扶養手当、通称母子手当ですが、月額児童1人につき4万1,880円、年額50万2,560円、父子手当として児童1人につき年額1万円、月額833円の支給がなされておりますが、父子家庭への子育て支援も視野に入れ、さらに充実した制度とするような取り組みが必要であると考えます。

父子家庭の方が一般的に経済的な余裕があるからといって、父子家庭全体の援助が少なくてもいいということにはならないと思います。必ずしも父子家庭が母子家庭の収入を上回っているとも限りません。また、最近では、両親が共働きであっても経済的に困難な状況におかれている家庭も数多くあり、母子家庭並みの手厚い保護を考えていかなければならないと思います。

一人親家庭で、その親が女であるか男であるかによって支援の程度に差があるというのは、男女の平等に反し、男女共同参画の流れに逆行することにもつながると思います。

また、父子家庭の児童が平等に福祉施策を受けられないのは、すべての児童を健全に育成するという意味で問題があるのではないのでしょうか。

そこで質問させていただきますが、現在、市内には父子家庭が何世帯あるものなのかお知らせいただきたいと思います。

また、子育てに頑張るシングルファーザーへの子育て支援を強く要望するものであり、児童育成手当や父子手当として月額相当額を支給している自治体もあるようですので、他の事例を参考にして、市の支給額を大幅に充実させるお考えがないか、お伺いをいたします。

最後に、マタニティマークの普及啓発について質問させていただきます。

21世紀の母子保健に関する国民運動計画として「健やか21」が策定され、その課題の一つに「妊娠・出産の安全性と快適性の確保」が挙げられております。

国では、この課題達成のために妊産婦に対する地域や職場の環境の改善と受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国などがそれぞれの立場から取り組むことが重要としております。

特に、妊娠初期は、つわりや流産の心配などがあり、心身への負担をできるだけ少なくしなければなりません。外見からは妊娠していることがわかりにくいという声も耳にします。

次代を担う子供を安全に産み育てられる環境となるよう、市民が一丸となって取り組んでいかなければならないものと思います。

その手法の一つとして、例えば母子健康手帳の交付時にマタニティマークをデザインしたストラップやバッジを配布し、それを妊産婦が身につければ、一目で妊産婦だということが理解できますので周囲の配慮が受けやすくなるなど、マタニティマークの普及啓発は有効な施策であると考えます。この件については以前にも質問をさせていただ

た経緯がありますが、再度、市の考えを伺いたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢千恵子議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、食育の取り組み推進についてであります。

近年、食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健康な心身を培い、豊かな人間生活を育むための食育を推進することが重要な課題となっております。

市の食育の取り組みとしましては、保健・農林・教育分野において食の栄養や安全面だけでなく伝統食の継承、地域における農産物の学習や農業体験学習の実践、消費拡大を図る地産地消の推進、学校給食における地域食材の利用促進や生活習慣改善の取り組み等を実施しております。

市町村の食育推進計画の策定につきましては、食育基本法第18条に基づき、国及び県の推進計画を基本とし食育推進計画の作成を求められておるところであります。

当市といたしましても、県の食育推進計画に基づき関係各部課所と計画策定に向け協議をしまいたいと存じます。

質問の2点目、地場産物と地産地消の推進計画、3点目の子供の生活習慣、4点目の栄養教諭制度に関する質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

次に、食育推進につきましては、単に市の行政だけではなく農政事務所・保健所・飲食業者・生産者・消費者等、広範な分野の方々全体で取り組むことで大きな成果が期待できるものと思います。

また、東北農政局秋田農政事務所が事務局となっている「大曲地域食を考えるネットワーク」事業に市の担当者も構成員の一員となって活動しております。

今後は、このような組織とも連携を取り合いながら、家庭・学校・農林業・食品産業・消費者等の関係団体等に呼びかけ、地域の特性を踏まえた食のあり方や取り組みについて、議員のご提言も入れながら地域全体で食育推進運動を展開することができるよう検討してまいりたいと思います。

質問の第2点、高齢者福祉に関する質問につきましては健康福祉部長から答弁させていただきます。

質問の第3点は、観光振興についてであります。

市内の観光行事や伝統行事については、全国花火競技大会を除いて地域密着型の事業

として地域ごとに住民や観光協会、行政が協力しながら総合支所単位で実施している状況にあり、この実施の核となる観光協会については、各地域ともそれぞれ態様が異なっております。イベントにつきましては、実施時期などの拘束される部分などもあります。まずは合併協議時に議論された観光協会の再編に取り組み、組織面から一体性を確保していく必要があると考えております。

また、観光の面的つながりをもたせるために、季節ごとのタイムリーな情報を提供するドライブマップやジャンルごとのパンフレットを作成し、市内の観光面の流動性を高めるとともに、当地域にさらに興味をもつていただくため歴史的背景、特産品を紹介することができる人材育成するための観光案内人マニュアルの作成を図るなど、観光客が地域内に滞留するような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

さらに、市内の観光資源が有機的につながりをもてるよう、中長期的・広域的な視点に立ち、観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための観光振興計画の策定について取り組んでまいりたいと思います。

質問の第4点は、男女共同参画についてであります。

はじめに、女性職員の採用についてですが、採用試験の可否につきましては、公平性を保つ意味で性別に関わらず能力の実証に基づき行っており、成績順で可否を決定しておりますので、採用にあたっての性別による評価の隔たりはないものと考えております。また、面接官につきましては、市職員として適性があるかどうかを判断するため、2次試験において論文試験のほか集団面接を部長級及び人事担当課長等が行い、個人面接を特別職が行っております。今後、女性職員の管理職登用を踏まえ、女性面接官を検討してまいりたいと考えております。

次に、中途採用についてであります。現在、市においては職員の削減が喫緊の課題であり、今後退職者の3分の1から5分の1程度しか補充を見込んでいないこともあり、資格職など補充することが不可欠な場合を除き、当面は中途採用は実施しない予定であります。

質問の2点目のドメスティック・バイオレンスに関する質問につきましては企画部長から、3点目の父子家庭に関する質問につきましては健康福祉部長から答弁させていただきます。また、質問の第5点、マタニティマークの普及啓発につきましても健康福祉部長から答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） はじめに、地場産物が学校給食の食材に占める割合につきましては、市内8給食センターにおける主な野菜15品目の使用割合は、平成15年度28%、平成16年度28%、平成17年度は27%となっており、毎年、県平均と同程度になっている状況でございます。

また、白米につきましては、全量が地場産となっております。

次に、地産地消推進計画の内容につきましては、学校給食の食材として地域産物を活用することは、食事内容を多様化できますし、また児童生徒が地域の産業や文化に関心をもったり、農業に従事している方々に対する感謝の気持ちや地域とのふれ合いを実感するなど教育効果が期待できることから、今後益々進めていかなければならないというふうに考えております。

具体的には、この10月から地場産米粉を使った米粉パンを月1回、市内小中学校の給食に提供する予定となっておりますし、来年の4月に供用開始する（仮称）大曲南外学校給食センターでは、現在の週2.5回の米飯給食から週4回に拡大いたします。

今後とも地場産物の「米」を利用した米粉パンのように大仙市は地場産物の宝庫であることから、子供たちの地産地消への関心も高めるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、子供の生活習慣についてであります。保護者向けの家庭教育手帳につきましては、乳幼児検診時や小学校1年、小学校5年の年度初めに3回配布されておまして、家庭では一度は目を通しているものでございます。社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、子供が将来にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育ていけるよう栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や食習慣を身につける食育の一助となっております。

また、平成18年度のライフスタイル調査本市抽出結果によりますと、朝食を毎日食べる子は小学生で88%、中学生で86%となっております。起床時刻につきましては、午前6時台に起きる子が小学校で75%、中学校で63%、就寝時刻につきましては、午後10時台に寝る子が小学校では45%と一番多く、中学校では午後11時台が41%と夜更かしの傾向もみられます。朝食欠食等、子供たちの基本的な生活習慣の乱れは本市でも懸念されるところであります。

教育委員会でも「早寝・早起・朝ご飯」を合い言葉に校長会、あるいはPTA活動を通しまして基本的な生活習慣の見直しを進めてきております。学校でも「食育」を重要

な課題として捉えまして取り組み始めたところであります。先進的に実践しております高梨小学校では、児童保健集会を中心に学校教育の中に食育を位置づけて活動しております。家庭や地域の食生活の改善に役立てております。今後も学校における食育は個々の子供たちの生活を把握し、食に関する学校全体の計画の中で発達段階に応じまして家庭科や、あるいは保健の時間等に位置づけ、教育活動全体で対応していかなければならない問題であるというふうに考えております。

次に、栄養教諭制度についてでございますが、平成17年4月から制度が改正されました。栄養及び教職に関する専門性を有する栄養教諭は、学校給食の管理に加えまして食に関する児童生徒等への個別的な相談活動、教科・学級活動等における教育指導、食に関する指導の連携・調整等、食に関する教育のコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されております。

また、本市の学校栄養士9名のうち栄養教諭資格取得者は2名、資格留保中の方が1名、資格取得のため受講中の方が2名おります。

なお、秋田県には栄養教諭として任用されているのは県の教育庁保健体育課に指導主事として配置されております1名でありまして、食に関する全体計画や食育の推進に関する連携のための組織づくりにあたっております。ちなみに東北では、栄養教諭未配置の県が3県ほどございます。

栄養教諭の増員の要望につきましては、今後の学校における食育の推進状況や建設中の（仮称）大曲南外学校給食センターの活動なども勘案しながら要望も含めて検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） それでは、質問の第4点のうち、私の方からは本市におけるドメスティック・バイオレンスの相談等の実績、それから今後の方針についてお答え申し上げます。

DVに関する相談は福祉事務所に相談員を配置して行っておりますが、平成17年度の相談件数は5件であり、また、今年度は8月末現在で6件となっております。内訳といたしましては、夫の身体的暴力が7件、精神的暴力が3件、妻の精神的暴力が1件でございます。このうち施設に保護された件数は3件でございます。

ちなみに、県配偶者暴力相談支援センターの仙北地域振興局での相談件数は、平成1

7年度は31件になってございます。

次に、DVへの今後の取り組みにつきましてでございますが、全般的にはまだまだDVに対する問題意識が低いことから、当面は正しい知識や対処方法などについての啓発活動や、地域の事情に精通している民生委員などの研修会を行うなどDVの理解を深めるとともに、被害者が気軽に相談し、支援を求めやすい体制づくりを県女性相談所等関係機関と緊密な連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

なお、先日、女性問題を考える方々が主体となりまして「大仙市ドメスティック・バイオレンス防止連絡会」が設立されてございます。市といたしましても、こうした会との連携を密にしながら活動支援を積極的に進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。深谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（深谷和久君） 質問の第2点目の高齢者福祉についてご答弁をさせていただきます。

はじめにリバースモーゲージにつきましては、議員ご指摘のように持ち家に住みながら土地を担保にして必要な時に融資を受けられる制度で、東京都武蔵野市で初めて導入されております。以後、平成14年に国が都道府県等の社会福祉協議会を通じて「長期生活資金貸付制度」として導入しているほか、大都市圏では民間金融機関による展開もみられるところでございます。

本県では、市町村社会福祉協議会が窓口となり県社会福祉協議会事業として、平成15年4月から直接融資方式により事業を実施しており、これまで主に秋田市の高齢者の一部の方が活用しているとのことでございます。

この制度には、期間中に不動産価格が下落すると融資限度額が低く見直されること、契約期間以上に長生きした場合、限度額に達してしまうこと、さらに期間中に金利が上昇すると利子がふくらんで契約終了前に限度額に達してしまうなどのリスクが伴うようであります。

また、不動産評価が高い大都市圏向きの制度との指摘もあるようですが、自分で築いた財産は自分のために使いたいとか、土地を継がせる相手がないという人が増えていること、さらに融資を年金方式で受け取ることができることなど様々なニーズに応えられる仕組みとして評価されている制度でもあります。

議員ご提言の内容は、リスクを軽減し、制度を安定運用するための有為なものを受け

止めておりますが、まず、全県一元的に事業を実施している県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会から運営実態を伺うとともに、他の先進事例についても調査するなどして制度の内容を研究してみたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、施設のあり方についてであります。

はじめに施設の新設、増設についてであります。大仙市を含む大曲仙北広域市町村圏組合では平成18年から3カ年の第3期介護保険事業計画の中で、施設整備の目標を定めております。

その中で平成19年度に特別養護老人ホームを大仙市に1カ所、50床整備することといたしております。

また、グループホームにつきましては、平成18年3月現在で大仙市内に21事業所267室が既に整備されており、国が示している標準数量の3倍以上の居室数となっていることから、市としてのグループホームの整備は達成されたものと考えております。

ただし、グループホームが地域密着型のサービスであることから、生活圈域単位で見ると不十分な地域に整備が可能となるよう、事業計画は平成20年度まで18室以内の整備が可能なものとしております。

第3期計画策定において、施設整備量の目安となる国の参酌標準の考え方がこれまでと変わっており、「要介護2から5の認定者が介護保険3施設とグループホーム及び有料老人ホームなどの介護専用居住サービスを利用する割合は、平成26年に37%となることを目標に整備すること」としてありますが、大曲仙北圏域の平成18年度の割合は44.4%で、既に平成26年度の目標値を超えておるところでございます。

このため、今後目標に近づけるためには施設を増やすのではなく、従来の在宅サービスや地域密着型の新しい形態の介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で生活を継続できるような取り組みが必要であると考えておるところでございます。

次に、高齢者福祉施設の防火安全対策についてであります。長崎県での火災事故の後に消防本部で立ち入り検査及び指導を実施したと伺っており、また、杉沢議員からの申し入れに沿い、本年3月、大曲仙北グループホーム連絡協議会に対して市長名で安全対策に係る緊急申し入れを行ったところであり、グループホーム連絡協議会も注意の呼びかけや年間事業の中に研修項目として位置づけるなどの対応をしております。

なお、本年度からグループホームの指定事務及び指導権限が県から保険者である広域

市町村圏組合に移り、計画的な実地指導を行うことが可能となり、防火安全対策も含めグループホームの適正運営や質の確保に関しても、これまで以上のきめ細やかな指導が可能となっております。

また、当市の介護保険施設の防火安全対策につきましては、施設ごとの消防計画に基づき安全対策に努めているところでもございます。

次に、成年後見制度についてでございます。

1点目でございますけれども、認知症高齢者の把握についてであります。本年4月に開設した地域包括支援センターを中心として現在訪問による高齢者の実態調査を実施中であります。これにより判断能力が不十分と思われる認知症高齢者のみならず、高齢者一人一人が抱える生活課題や介護ニーズも把握することとしており、介護予防も含めた高齢者の生活全般に対する支援に結びつけたいと考えているところでございます。

2点目の制度の普及PRについてであります。高齢者虐待防止や成年後見制度等も含む高齢者の権利擁護事業は、今回の介護保険法改正の中で市町村が必ず行わなければならない事業に位置づけられたところであります。

このため、本市においては前述の地域包括支援センターがその業務の中心となり、各種会議や行事等の機会を捉え、高齢者に対してはもちろんのこと、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などに対しても権利擁護に関する相談や市町村の後見等開始の審判請求手続きが緩和されたことも含め、成年後見制度の利用促進に向けた情報提供やPRをしていくことにいたしております。

また、3点目の制度の活用につきましては、ご提言の北九州市等の先進事例等の情報を収集し、市としての対応を検討いたしてまいりたいと存じます。

質問第4点目の父子家庭に対する支援策であります。議員ご指摘のように母子世帯に対しては、国の制度として児童扶養手当が支給されておりますが、父子家庭に対しては、離婚後子供の親権が母親になることが多いことや、男性は父母等と同居する世帯が多く、また、経済力があるとの見方から、現在のところ制度は整備されておられません。

県においては、母子・父子家庭にかかわらず、いわゆる一人親家庭に対する支援策として家庭生活支援員の派遣や児童訪問援助手の派遣等を行っているところであります。

当市の父子家庭世帯の状況であります。平成17年8月1日現在で203世帯で、うち父子のみの単独世帯が39世帯となっております。ところでございます。

一人親家庭に対する支援策といたしましては、保育所・幼稚園の保育料の免除や助成

を行っておりますが、父子家庭への支援策といたしましては、大仙市独自の施策として父子手当を所得制限なしの年額1万円を支給しております。

なお、県内での当該手当を支給している市は、当市を含め3市となっております。

父子家庭対策については充実してまいらなければならないと考えておりますが、この点につきましては19年度に向けた課題とさせていただきますのでご理解を賜りたいと存じます。

質問の第5点は、マタニティマークの普及啓発についてであります。

厚生労働省は妊婦に対するやさしい環境づくりを推進するために、本年3月にマタニティマークを発表し、4月にはその取り組みとして呼びかけを付したポスターを配布するなど、マタニティマークの普及啓発は首都圏を中心に広まりつつある状況となっております。

しかしながら、現段階では県内でマタニティマークの配布を実施している市町村はなく、また、当市でも母子健康手帳交付時にPRいたしておりますが、妊婦の方の関心は低いという状況から、もうしばらく動向の把握に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（橋本五郎君） 6番、再質問ありませんか。はい、6番。
- 6番（杉沢千恵子君） 最後のマタニティマークの件ですが、そんなにお金かかるものでもありませんので、ぜひまわりの人たちのいわゆる認知度、それからやっぱりみんながああよかっかって、まわりで一緒に育てるような気持ちで実施していただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。
- 市長（栗林次美君） 杉沢議員の再質問にお答えします。

このマタニティマークの課題につきましては、以前にも議員から質問いただいております。その後、また私どももいろいろ現場、保健師さん、現場の皆さんに状況をお聞きしながら様々な比較的若い世代の方々から内々意見などを聞きながらこの問題を考えてきております。先程部長が答弁したとおり、どうも肝心のそうした対象の皆さんのところがあまり必要性を感じていないというのが実態のようでありまして、我々の方が無理に強制的にマークをつけさせるということ、こういう形になるとまたいけないのではないのかなと思ったりしてまして、その辺の状況について我々も正確に調査・研究したいと思っておりますけれども、様々なひとつ状況、情報を市の方にもいただきながら、マークを

あれしてやっていっていいという状況を可とすれば、我々はぜひやりたいと思いますし、ただ受け入れる側の皆さんのところがもし消極的であれば強制的にするべき問題ではないと、こういうふうに思っています。

それから父子手当の問題でありますけれども、これは部長が答弁したとおり少し勉強させていただきたいと思いますが、昨年度、18年度の予算の前段の段階でこの問題について担当課が相当真剣に市長に対して協議したいということで相当議論した経緯があります。旧仙北町の制度を参考にして大仙市が引き継いだわけでありますけれども、旧制度の根拠があまりはっきりしてないと。それから国がなぜ父子手当に対して母子手当のような制度を組んでないのかということについても、先程一般的な説明はしておりますけれども明確なものが見つからなかったということでもあります。しかし実態からしますと、いつでしたかテレビなんかでも放送されておりましたとおり、むしろ父子の方が大変だという状況もあるようであります。何とか我々、他の自治体、県内でやっている自治体、あまり参考にならないようでありますので、いろんなことを調査しながら、財源との関係もございましてけれども年間1万円の父子手当だったらむしろ私はやめた方がいいんじゃないかと思ったり、やるんだったらきっちり理由をつけてやっぱりやるべきではないかなという考えで勉強したいと思っておりますので、いろいろ情報を提供させていただきたいと思っております。

○議長（橋本五郎君） 6番、よろしいですか。

○6番（杉沢千恵子君） はい。

○議長（橋本五郎君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午後 2時56分 散 会

